

令和8年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第24号「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」… 1
(2) 議案第45号「工事請負契約の変更について（一般国道311号（新鹿工区）
道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）」… 2
(3) 議案第47号「財産の取得について（一般国道306号鈴鹿亀山道路
道路改良事業のために必要な土地の取得）」… 4

◎所管事項

- (1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の目標達成状況見込み
について…別冊1
(2) 県独自の新たな「5年後の達成目標」（最終案）…別冊2
(3) 「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定… 6
(4) 三重県建設産業活性化プラン2024
令和7年度取組(Ver. 2)の効果検証・令和8年度取組方針(Ver. 3)… 9
(5) 三重県建築物耐震改修促進計画の改定について（最終報告）…34
(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用状況の報告…40
(7) 津駅周辺道路空間の検討状況について…46
(8) 令和7年度包括外部監査結果に対する対応方針について…54
(9) 審議会等の審議状況について…75

◀別冊▶

- ・ 別冊1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 5年後の達成目標 Ver. 6
- ・ 別冊2 5年後の達成目標<令和8年度～令和12年度>
- ・ 別冊3 三重県建設産業活性化プラン2024 令和7年度取組の効果検証
- ・ 別冊4 三重県建築物耐震改修促進計画（最終案）

令和8年3月10日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第24号

「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

1 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）のみなし許可に係る事務の権限移譲

(1) 改正理由

都市計画法の開発許可権限を有する市に窓口を一本化し県民の利便性を高めるため、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて協議が整った市に、開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる工事における中間検査及び定期報告等に係る事務の権限移譲を行う改正をします。

(2) 改正内容

都市計画法の規定による開発行為の許可を受けた工事が、盛土規制法の規定による許可を受けたものとみなされる場合の同法に基づく中間検査、定期の報告等の事務を、四日市市及び桑名市が処理することとします。

(3) 条例の施行期日

令和8年8月1日

(2) 議案第45号「工事請負契約の変更について（一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）」

議案 第45号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	一般国道311号(新鹿工区)道路改良(新鹿逢神トンネル(仮称))工事
施 工 場 所	熊野市新鹿町 地内
契 約 金 額	変更前 2,498,100,000 円(消費税等含む) 変更後 2,500,138,300 円(消費税等含む)
請 負 者 住 所 氏 名	津市大倉19番1号 日本土建・井本・宝龍特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一
契 約 工 期	令和7年12月22日 ～ 令和10年2月9日
<u>工事の概要</u> 施工延長 L=540.0m 幅員 W=5.5(8.50)m トンネル工 L=493.0m 内空断面積 A=45.6m ² 掘削工(NATM(発破掘削)工法) V=27,600m ³ 覆工コンクリート工 V=3,960m ³ インバート工 V=583m ³ 舗装工 A=3,378m ² 坑門工 N=1 式	<u>変更理由</u> 工事請負契約書第 58 条に基づき、「資材価格高騰等に対する特例措置について」の通知により、工事請負契約における契約金額の増額変更を行うものである。
契 約 方 法	随意契約

【議案 第45号】

一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事

【位置図】



【現況写真】



(3) 議案第47号「財産の取得について（一般国道306号鈴鹿亀山道路
道路改良事業のために必要な土地の取得）」

議案 第47号 財産の取得について	
契約の名称	一般国道306号鈴鹿亀山道路用地の土地売買契約
所在地	亀山市田村町字名越 1908 番2 他 82 筆
契約の金額	716,497,002 円
契約の相手方の住所氏名	津市栄町一丁目891番地 三重県土地開発公社 理事長 小見山 幸弘
仮契約締結年月日	令和8年1月29日
取得の目的	三重県土地開発公社が先行取得した一般国道306号鈴鹿亀山道路の用地を、三重県土地開発公社と締結する「公共事業用地等の先行取得に関する基本協定書」に基づき、県が取得するものである。
契約内容	一般国道306号鈴鹿亀山道路用地の取得 土地 90,008.16 m ²
契約方法	随意契約

【議案第47号】一般国道306号鈴鹿亀山道路 用地取得 位置図



◎所管事項

9 (3)「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定

「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定

背景・目的

● 令和3年4月1日「三重の木づかい条例」施行

【公共建築物】
原則として県産材を使用



【公共土木施設】
自ら率先して県産材の利用に努めなければならない



● 公共土木施設における県産木材の利用推進を図ることを目的として、「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」を令和3年10月に策定

▶ **木材の利用をより一層推進し、その成果を確実なものとしていくため、計画を改定**

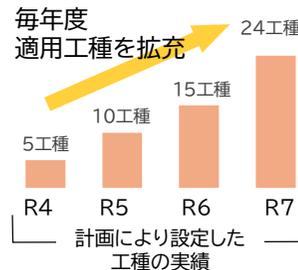
【令和7年度施工例】



現計画(R3～R7)の成果

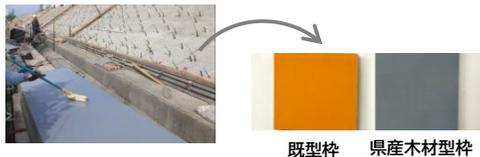
● 利用基準策定による土台作り

24工種の適用工種を設定



● 利用量の拡大に向けた取組

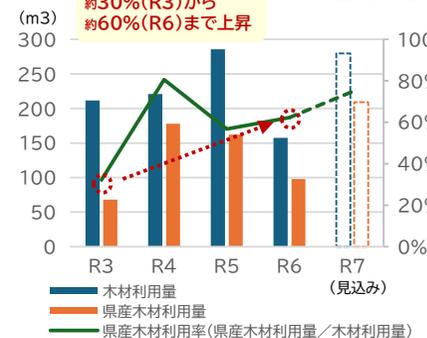
県産木材と目視で確認しやすい、合板型枠の開発へのはたらきかけにより製品化



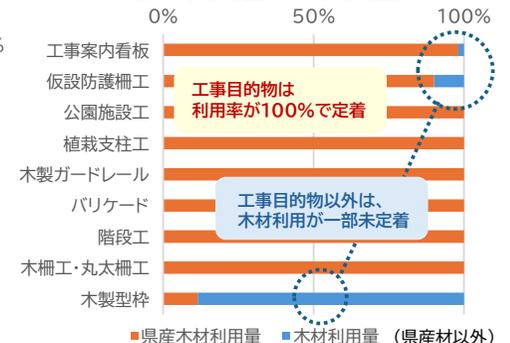
型枠の色変更により、現場での確認が容易になることから、利用量拡大に寄与

● 利用率の上昇、一部工種の利用定着

公共土木施設木材利用量 (県土整備部分)



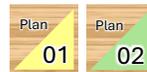
主要工種利用率 (県産木材利用量/木材利用量)



課題

● 一部工種における木材利用の未定着

- ・当面の事業計画内において、取り組める工種がなく、利用基準内での未利用工種が存在 (例)護岸工
- ・供給量が限定的であり、利用率が低い



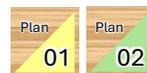
● 木材利用の認知度の向上

- ・実際に木材を利用しているものの、公共施設利用者の木材利用の認知度が伴っていない



● 導入コストの格差

- ・公共事業における予算制約の中で標準製品との価格差大



● 現場ニーズへの多仕様化、供給元の限定

- ・現場の特殊形状等に応じた製品開発・加工体制の強化が必要
- ・製造・取扱企業が少なくことによる、競争環境や安定供給の制約



「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」の改定

次期計画(R8～R12)

県産木材の利用をより一層推進し、その成果を確実なものとしていくため、現計画の成果をふまえ、次期計画(R8～R12)として令和8年3月に改定

Plan 01 「利用基準」の継続的な運用による 利用量の底上げ

24工種まで拡大した利用基準を引き続きの運用を行っていくことで、木材利用が可能な工種への県産木材の利用率の改善を図り、県産木材の利用量の底上げを図る。



Plan 02 特徴がある地域で木材利用を重点的に推進し PR効果を最大化

PR効果の高いエリア内における事業の内、特に人の目に触れる箇所等で県産木材を利用し、木材利用の認知度向上を図る。

● 観光資源や産業等との連携

木材利用の親和性が高い世界遺産等の観光地周辺や、林業が盛んな地域、他PRに資する地域 等

● 連続的な視覚効果の創出

一定区間での連続的な施工や拠点整備の木材利用により、利用者の認知を高める路線や公園 等

● 外部への情報発信

県産木材利用状況をSNSで発信 等



Action

計画の進捗管理(毎年度利用実績の調査・公表)、計画の見直し、他部局・他県・市町等との連携を適宜実施

令和8年3月 常任委員会

◎所管事項

地域を支える建設業の将来像イメージ



(4) 三重県建設産業活性化プラン2024
令和7年度取組(Ver.2)の効果検証・令和8年度取組方針(Ver.3)

県土整備部
公共事業運営課
建設業課
技術管理課

プラン取組の最新情報はこちら↓

担い手確保支援チームの活動状況↓



X (旧Twitter)
@mie_kasseika



Instagram
@MIE_KENDO_NINAITE



目次



三重県建設産業 活性化プラン 2024

1. 三重県建設産業活性化プラン2024
2. 令和7年度 of 取組 (Ver.2)・効果検証
3. 令和7年度 of 効果検証をふまえた
令和8年度 of 取組方針 (Ver.3)



1. 三重県建設産業活性化プラン2024

1. 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度 ~ 令和9(2027)年度 】

2. 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンをめざします。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組みます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組みます。

【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切にできるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組みます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現をめざすとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組みます。

【3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針】

「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組方針にある施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組みます。

◆ 各取組の関係性のイメージ





1. 三重県建設産業活性化プラン2024

3 施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23項目を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。



3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針

取組方針1 担い手の確保

令和7年度の取組方針(Ver.2)

- ① 取組実施校に対し、学校訪問をはじめとする取組を**毎年継続的に行う**。また、バックオフィス業務の業務内容を明確にするとともに、その担い手として商業高校など**新たな学校にもアプローチ**する。
- ② **企業の特徴がわかる資料**の作成などにより**地域の建設企業（企業名）が見える**取組方法とする。
- ③ 取組を実施した企業（トップランナー）の評価を検討する。
- ④ 小中高生及び保護者世代に対し、**県と建設企業が連携しSNSを使ったプッシュ型情報発信**を行う。特に**保護者世代へのPR手法**として、小学生を対象としたイベントに参加する環境を整備する。
- ⑤ 他部局と連携を強化し、**U・Iターン希望者向けイベント等の周知や資料作成等を支援**。
- ⑥ **採用活動スキルや建設企業のプレゼンスキルの向上**を図る取組を実施する。

取組方針2 労働環境の改善

令和7年度の取組方針(Ver.2)

- ① 週休2日の取組において**質の向上を図るとともに、消極的な市町には個別要請を実施し、また、民間団体等へのアプローチ**方法を検討する。
- ② バックオフィス、ASP、遠隔臨場などを普及・浸透させるため、**県発注工事での取組拡大や市町への取組要請、全ての現場のインターネット環境の確保・実現に向けた検討及び対策**を行う。また、バックオフィスについては、説明会の継続とともに実践企業によるレクチャー、技術者向けセミナーなど**分業化に向けた体制作り、人材育成の支援を充実**させていく。
- ③ 技能労働者の処遇改善に向けて、**CCUSを広く周知し活用モデル工事の対象を拡大**するとともに、改正建設業法による**適正な労務費の確保と賃金行き渡りの新たなルールに対応**していく。



取組方針3 生産性の向上

令和7年度取組方針(Ver.2)

- ① 建設DX導入に向けた**建設DX促進説明会**を継続して開催し、**遠隔臨場の必要性やメリット**を周知していく。
- ② **建設DX講習会**で実践的内容を盛り込むなど、内容の**ステップアップ**を図る。
- ③ ICT活用工事促進のために、発注者が受注者に**3次元測量データを提供する工種の拡大と工事件数を増大**する。
- ④ **新技術**による**省人化・省力化事例**を収集し、ガイドブックに掲載して**広く周知**する。

企業の安定経営に向けた対応

令和7年度取組方針(Ver.2)

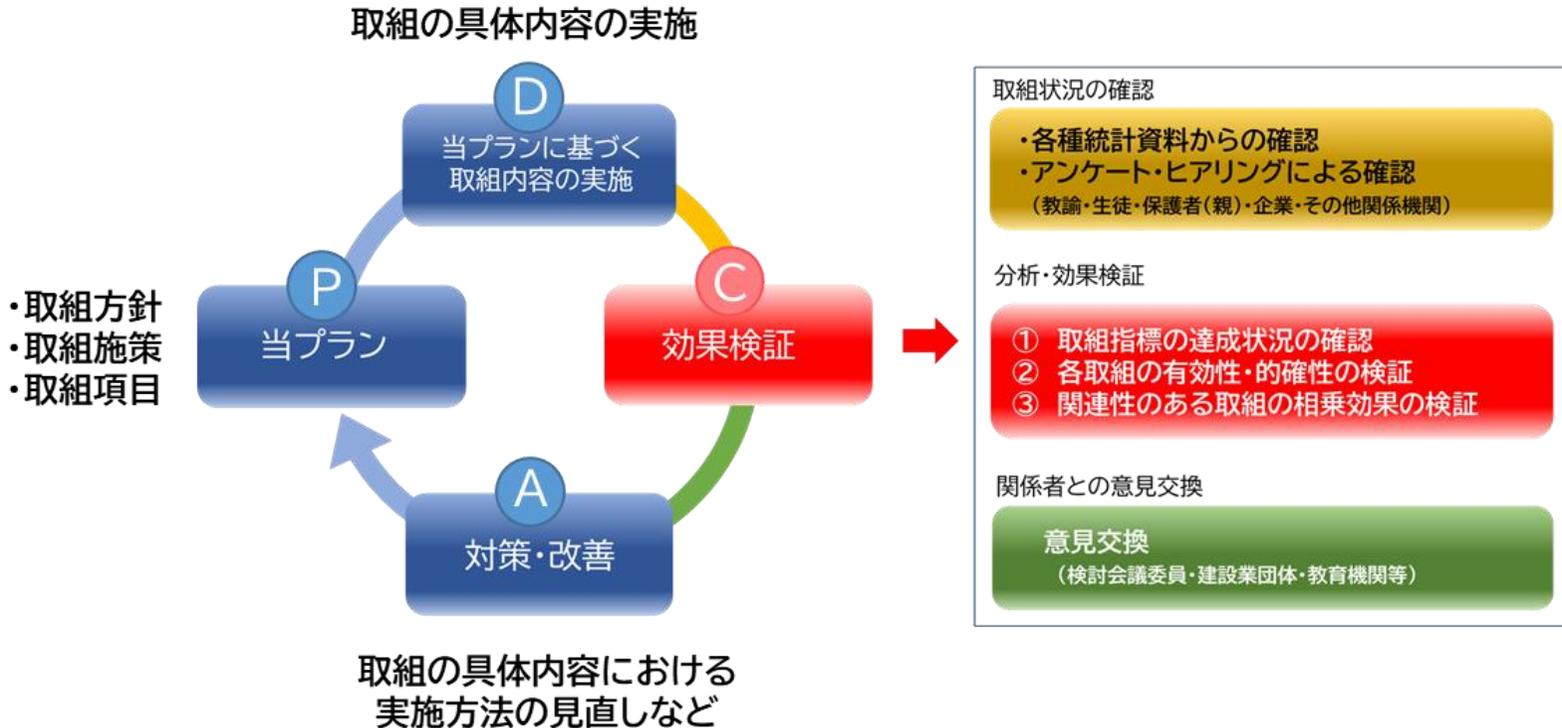
- ① 売上高経常利益率等の統計資料をモニタリングするとともに、建設業を取巻く環境の変化に応じて**入札制度や総合評価方式の改善**を行い、建設企業が適正な利潤を確保できる環境の整備に取り組む。
- ② 近年の物価高騰等に対応するために「発注方法の取り扱いについて」を見直し、建設企業が**入札に参加できる価格帯の引き上げ**を行う。
- ③ 適切な単価設定や、労務や建設資材の価格変動等に対応し、**適正な価格での契約**に努める。
- ④ 建設企業の適正利潤確保に向けて、最低制限価格の引き上げなどを**市町へ要請**する。



1. 三重県建設産業活性化プラン2024

4. 取組の効果検証

- 取組を効果的に進めるため、各取組の効果を検証する会議を開催し、委員と意見交換を実施することで、対策・改善を行いながら取組を推進
- 統計資料やアンケート調査等により取組方針の進捗を代表する取組指標や各取組項目の達成状況を確認

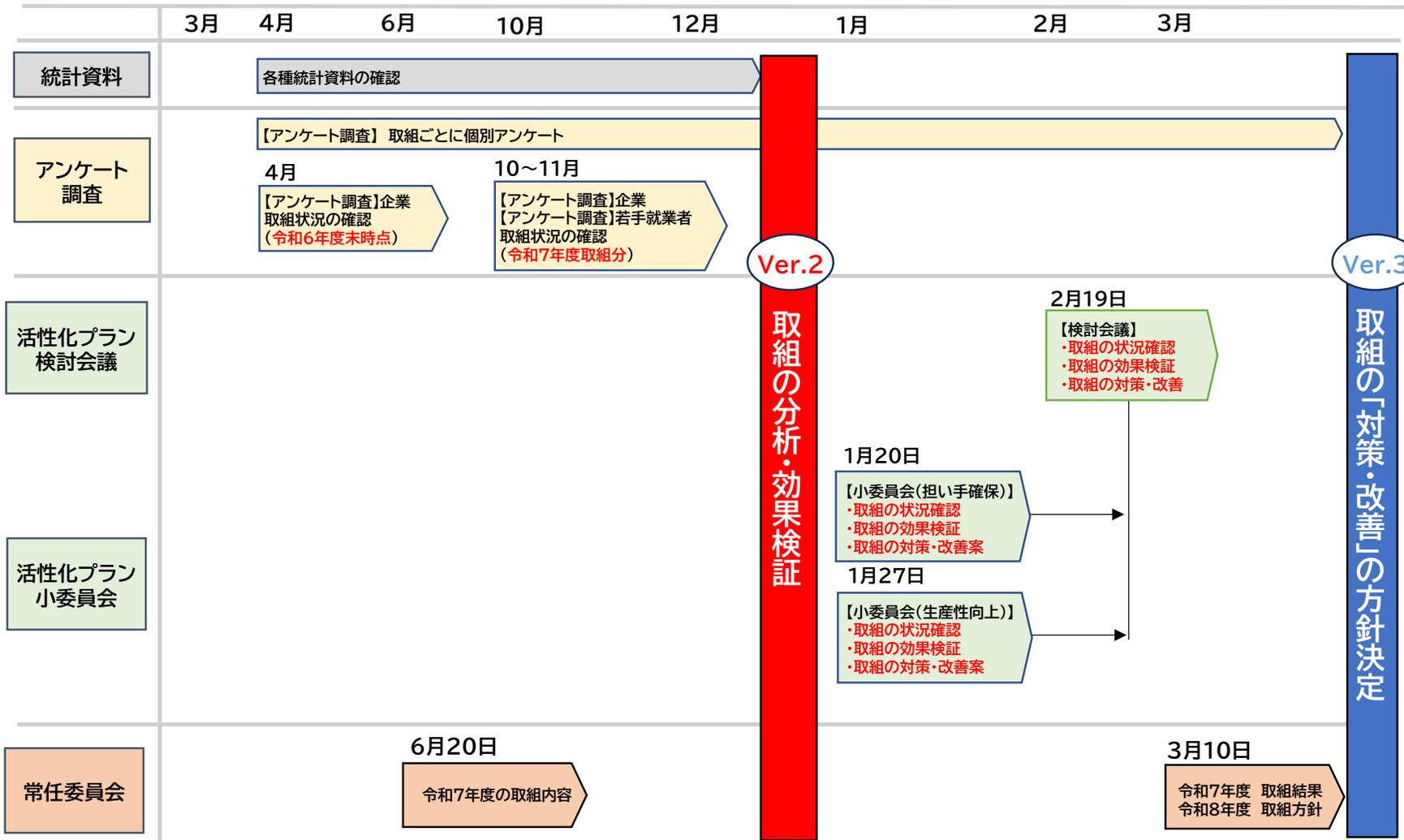




1. 三重県建設産業活性化プラン2024

5. 令和7年度スケジュール（効果検証・次年度の取組方針）

16



Ver.2

取組の分析・効果検証

Ver.3

取組の「対策・改善」の方針決定



1. 三重県建設産業活性化プラン2024

三重県建設産業活性化プラン検討会議及び小委員会委員

三重県建設産業活性化プラン検討会議委員		
役職	氏名	分野
三重大学大学院 生物資源学研究所 教授	岡島 賢治	学識経験者
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	
東日本建設業保証株式会社 三重支店長	横山 潤	金融・シンク タンク
株式会社Pプライムコンサルタンツ 取締役	小林 ゆかり	
三重県立伊勢工業高等学校 校長	奥山 敦弘	教育
三重県建設業協会 技術者育成委員会 担当副会長	橋爪 吉生	建設企業
市町(発注者協議会) 四日市市都市整備部長	伊藤 準紫	行政
三重県県土整備部 理事	上村 告	

三重県建設産業活性化プラン小委員会 担い手確保委員		
役職	氏名	分野
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	学識経験者
三重県立津工業高等学校 教諭	山脇 和吉	教育
三重県立桑名北高等学校 主幹教諭	井上 和也	
三重県立尾鷲高等学校 教諭	福田 美佳	
三重県建設業協会 技術者育成委員会 委員長	伊藤 秀樹	建設企業
三重県建設業協会 建設業活性化ビジョン検討委員会 委員長	西尾 亮	
三重県建設業協会 女性部会 会長	加藤 ゆかり	
三重県県土整備部 副部長(公共事業総合政策担当)	水谷 寛	

三重県建設産業活性化プラン小委員会 生産性向上委員		
役職	氏名	分野
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	学識経験者
(一社)建設ディレクター協会 理事長	新井 恭子	建設DX
中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー	福嶋 成仁	
中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー	有城 和哉	建設企業・ 建設DX
三重県建設業協会 建設業活性化ビジョン検討委員会 委員	山野 浩	建設企業
三重県建設業協会 DX専門委員会 副委員長	森川 幸彦	
三重県県土整備部 技術管理課長	濱瀬 賢司	行政



【①-1】学校訪問

取組目標:学校訪問数 目標:30校 実績:33校

【取組時期】 主に4月中旬～6月下旬

【訪問校】33校(県と業団体が一緒に訪問した学校)

桑名西、桑名北、桑名工業、いなべ総合、**四日市商業**、**飯野**、**亀山**、**津商業**、白山、久居、飯南、昴学園、**松阪商業**、明野、**南伊勢(度会)**、宇治山田商業、名張、あけぼの、尾鷲、木本、紀南、久居農林、伊勢工業、**近大高専**、津田学園、海星、三重、伊勢学園、皇學館、英心、三重短、三重大、大同大



津商業高校

出前授業等、魅力発信機会の開催を依頼し、多くの取組が実現

◎出前授業・実習授業・就職説明会 (★:探究の時間)

桑名工業、いなべ総合学園、四日市中央工業、亀山、飯南、昴学園、尾鷲、木本、久居農林、津工業、★津田学園、★海星、★三重、伊勢学園、英心、皇學館、三重短大、三重大

◎現場見学会

飯南、昴学園、相可、久居農林、紀南、伊賀白鳳、伊勢工業、近大高専、四日市中央工業、四日市工業

◎企業と進路教諭の交流会 中勢地域(鈴鹿・亀山・津・一志)

◎女性技術者交流会 昴学園

◎採用活動向上セミナー 県内全地域(2会場で開催 Web参加併用)

※記載した取組以外にも、企業独自に教育機関と連携し実施している取組も多数あります。

ヒアリング内容(R7)

- ・卒業生の影響は大きい
- ・保護者の影響は大きい
- ・地元志向が強い生徒が多い
- ・給料よりも休暇を優先

効果検証

- 学校訪問を継続することで、地域の建設業と学校(進路指導教諭)との関係性が向上。
- 商業高校を中心に新たな学校に訪問し、現在の就職状況を確認するとともにバックオフィスのPRを行った。取組実施には至らなかったが、進路指導教諭からアドバイスをいただき、今後も関係性向上に向け、必要に応じて訪問を継続する必要がある。
- これまでの取組から**進学校での取組はハードルが高い。**
- 先輩・卒業生の影響が大きいとの意見から、**近年、建設業に入職実績のある学校へのアプローチが有効である。**
- 訪問期間(4月～6月)内に学校と調整し、訪問する必要があることから、**訪問状況をふまえた優先度を設定し、訪問校を決定する必要がある。**

優先度	取組内容	実施校数	訪問頻度
高	出前授業、現場見学会等の取組を実施している高校	17校	毎年訪問
高	建設業への入職実績(先輩・卒業生)が多い高校	16校	毎年訪問
低	建設業への入職実績(先輩・卒業生)が少ない高校等	16校	3～4年に1回で訪問



【②-1】出前授業等の開催

取組目標:出前授業等の経験企業数(累計) 目標:100社 実績:134社

令和7年度 取組実績

出前授業 : 15回 (13校) 実習授業 : 2回 (2校)
 現場見学会(高校) : 10回 (10校) 就職説明会 : 6回 (4校)
 現場見学会(小中学校): 11回 (14校)

出前授業 (探究の授業)



建設企業が課題の目的を伝え、
生徒ができることを提案する

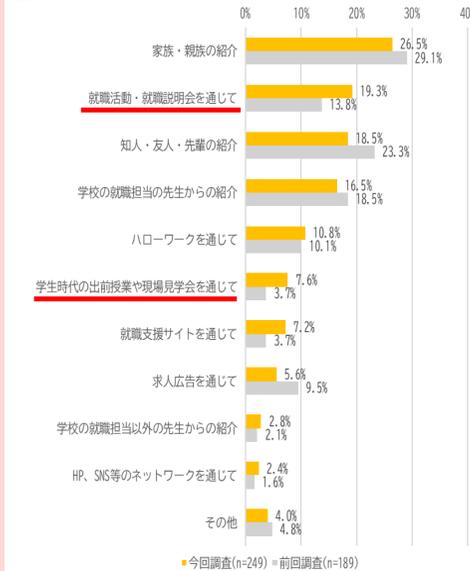
取組数と参加(経験)企業数



※県が関与・支援した取組に限る
企業数は1月末、開催数は3月末予定含む

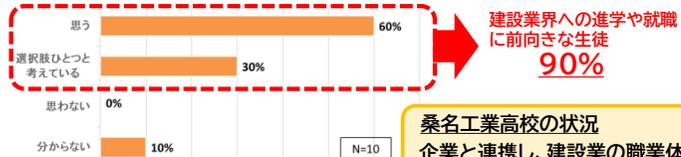
アンケート③ (建設企業で働く若手就業者向けアンケート)

建設業界へ入職したきっかけ



アンケート①(参加者した生徒向けアンケート)桑名工業高校

建設業に関する進学・就職をしたいと思いますか。桑名工業高校 2年生対象 (建設業に興味がある希望者)



建設業界への進学や就職
に前向きな生徒
90%

建設企業就職者数

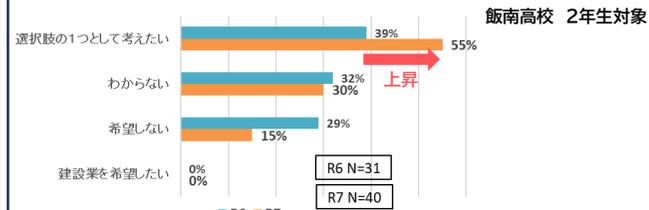
R6 5人
R7 4人(予定)

桑名工業高校の状況

企業と連携し、建設業の職業体験が実施されており、進学や就職に建設業を前向きに考える生徒が多く、一定数の生徒が建設企業へ就職している。

アンケート①(参加者した生徒向けアンケート)飯南高校

将来、建設業に関する勉強や仕事をしたいと思いますか。



飯南高校 教諭ヒアリング(R7)

生徒は卒業生が就職している企業を優先している

建設企業就職者数

R6 1人
R7 0人(予定)

効果・検証

- 【桑工】取組により建設業への入職に前向きな生徒が90%であった。一定数の入職実績もあり、取組を継続する必要がある。
- 【飯南】アンケート①より「就職先の1つとして考えたい」と答えた生徒が39%(R6)から55%(R7)に増えており、取組効果は上がった。
- 【飯南】令和6年度の出前授業等の結果、39%の生徒が「就職先の1つとして考えたい」と回答してくれたが、令和7年度に就職先として建設企業を選ばなかった。
- 教諭からの聞き取りでは、生徒は卒業生がいる企業を就職先として優先しているとのことであった。この意見をふまえ、出前授業等の講師に卒業生を起用するなどの工夫が必要である。
- アンケート③より各種取組をきっかけとして建設業界に入職した割合が増えており、取組の効果が出てきている。



【②-2】多角的な広報活動

取組目標：SNS・動画で発信している建設企業 目標：30% 実績：45%

① SNSの活用

Instagram



出前授業や現場見学会などの情報を定期的に発信

「#VIVA建設」をキーワードに建設企業も協力して情報発信

就職イベント情報等の投稿数 9回
 出前授業・現場見学会等の動画投稿数 29回
 最大視聴回数 約4,600回 (尾鷲高校出前授業)
 総視聴回数 R6:約8,500回 ⇒ R7:約36,000回
 フォロワー数 R7.4 562人 ⇒ R8.1 665人

広告配信

アニメ「VIVA建設」をTikTok、YouTubeで広告配信(2週間限定)



TikTok



インフルエンサーを起用して、出前授業で状況や生徒へのインタビューなど、建設業の魅力を県、インフルエンサーのアカウントで情報発信

実施高校 三重、尾鷲、久居農林
 動画投稿数 22回
 最大視聴回数 約3,000回(久居農林高校実習授業)
 総視聴回数 約21,000回
 フォロワー数 R7.10 0人 ⇒ R8.1 31人

YouTube

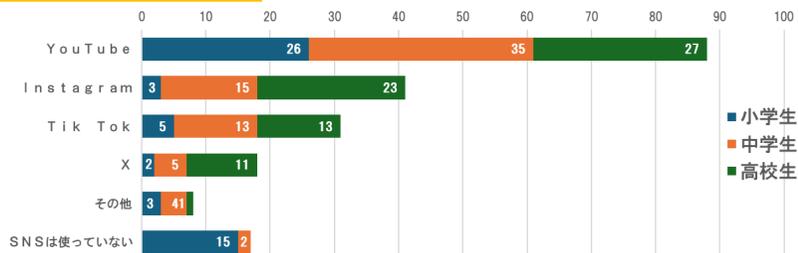
出前授業等の動画投稿数 30回
 最大視聴回数 約3,000回 (津田学園出前授業)
 総視聴回数 R6:約1,800回 ⇒ R7:約40,000回
 フォロワー数 R7.5 21人 ⇒ R8.1 46人



出前授業や現場見学会などの情報を定期的に発信

アンケート①(キッズ・モニターアンケート)

小中高生のSNS活用状況





【②-2】多角的な広報活動

取組目標：SNS・動画で発信している建設企業数 目標：30% 実績：45%

② イベントの活用



教育機関と連携し、小中学生が参加するイベントにて漫画やグッズを配布(約400個)することで、建設業の魅力をPR

③ メディアの活用



朝日新聞 8月24日掲載
大山田小学校(伊賀)のPTA活動の草刈りで遠隔操作の除草を実施

三重テレビ 12月8日放映
塩浜小学校(四日市)で高所作業車の試乗や測量などの出前授業を実施



建設業団体による建設業のPR

ラジオ広告でVIVA建設をPR
配信回数 11回



④ その他の取組



県内小中学校
485校に
漫画「VIVA建設」を
配布

セブンイレブンや
イオン等に
パンフレットや
ポスターを配布



夏休み期間中、
県立図書館で
建設業写真展を開催

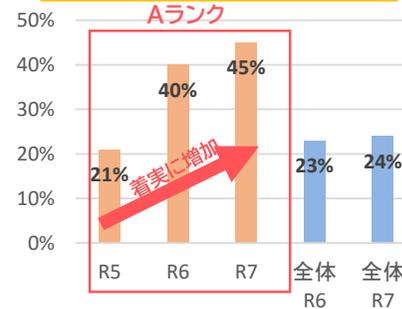


県政だより「みえ」
2月号に掲載



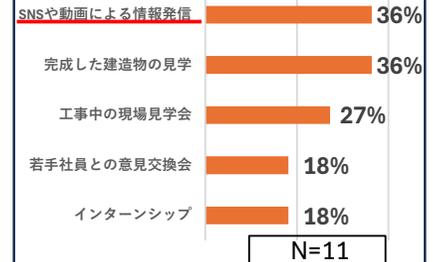
アンケート②
(建設企業の現状に関するアンケート)

建設企業のSNS活用状況



アンケート①
(出前授業に参加した生徒向けアンケート)

若い世代が興味を持つ取組



効果・検証

- ▶ 小中高生が良く利用するSNSを活用して、出前授業や現場見学会などの情報を発信し、視聴回数が増加した。
- ▶ 令和7年度からTikTokの配信をスタート。インフルエンサーを起用し、出前授業の状況を配信し、若年層への魅力発信を行った。
- ▶ **若い世代が興味をもつ取組は、「SNSや動画による情報発信」が36%であるため、SNSによる情報発信は有効である。**
- ▶ 動画やSNSを活用した広報活動を実施した企業は、前年度と比較すると**Aランク企業でも45%に留まっている。**
- ▶ 前年度に作成したアニメを用いたSNSの広告配信により、県HPへのアクセス数が増加したので、**広告配信は有効であった。**
- ▶ 小中学生向けのイベントに参加し、漫画やグッズを配布したことで、**保護者世代に対しても建設業のPRにつながったことから、イベントを活用した広報活動を継続していく必要がある。**



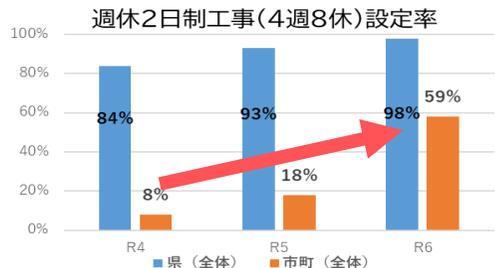
【①-2】市町発注工事における週休2日制工事の促進

取組目標：市町工事の週休2日制工事の発注率 目標：90% 実績：99%

【①-3】民間発注工事への周知・促進

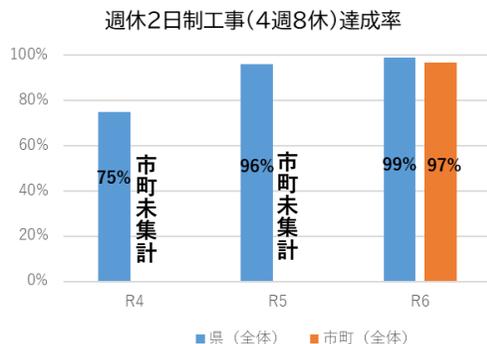
取組目標：民間(確認申請機関等)への周知 目標：実施 実績：実施

市町の週休2日制工事の促進



週休2日制工事(4週8休)設定率
=週休2日制として発注した工事/当該年度に発注した工事件数(随意契約を除く)

多くの市町が実工期が短い工事や規模の小さい工事を週休2日制工事の対象外としている。



週休2日制工事(4週8休)達成率
=4週8休を達成した工事件数/週休2日制として発注した工事件数

民間の週休2日制工事の促進



四日市港コンビナート荷主企業懇談会

民間企業(発注者)に週休2日を含めた適正な工期設定の確保を依頼

市町のフォローアップ



市町幹部

県幹部

市町幹部への取組要請 R7 9市町で実施

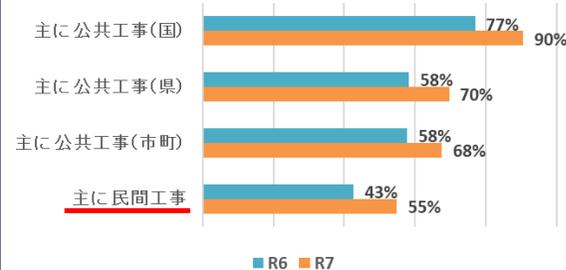
発注者協議会地域分科会



県内10会場で開催
全市町へ取組の推進を要請

アンケート②(建設企業の現状に関するアンケート)

就業規則(4週8休)



効果・検証

- 市町においては、週休2日の設定率が59%と低いため、対象工事を拡大(設定率上昇)するよう、発注者協議会県部会で要請するとともに、特に設定率の低い市町に対して、一層のフォローアップが必要である。
- 民間の週休2日制工事を促進するために、民間企業(発注者)の会議において、週休2日などを依頼した。
- 民間工事を主とする企業では週休2日(4週8休)は前年度より向上しているが、まだ55%に留まっているため、取組を継続するとともに、第3次担い手三法をふまえた啓発が必要である。

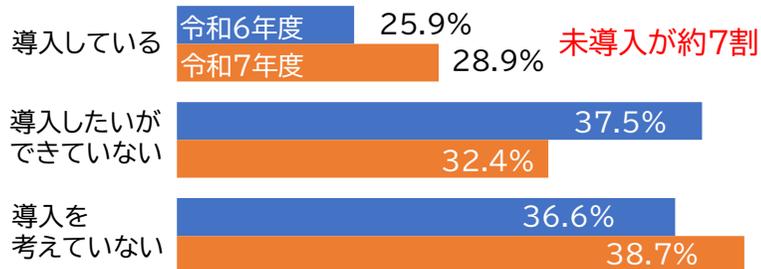


【②-1】 施工管理の社内分業化の支援

取組目標:説明会の開催回数 目標:1回 実績:1回(全6会場)

アンケート② (建設企業の現状に関するアンケート)

・バックオフィスの導入について

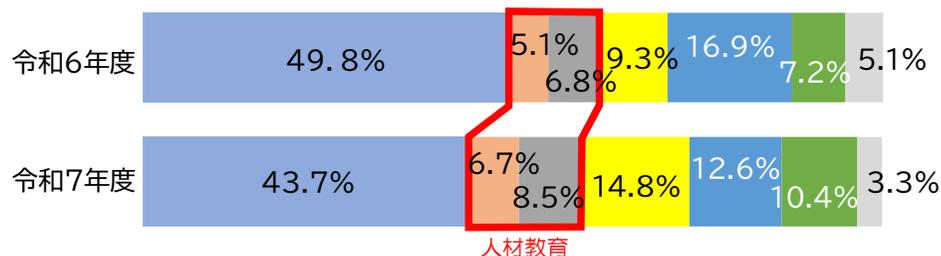


R6:n=320、R7:n=380

三重県内の建設ディレクター数推移 (人)



・バックオフィスを導入できていない理由、導入しない理由



- バックオフィスを担う人材が社内にはいない
- 技術者がバックオフィス人材に業務を教える時間が無い
- 社員がバックオフィス業務を学ぶ時間が無い
- 新規人材を確保する人件費が捻出できない
- バックオフィス人材についての情報が不足している
- バックオフィス人材の効果を感じていない
- その他

効果・検証

- バックオフィスを導入する企業は増加しているものの、未導入企業は全体の71%もあり、バックオフィス導入による分業化の必要性やメリットを普及する取組を継続していく必要がある。
- 導入が進まない理由として「人材不足」が44%を占めるため、人材育成へのサポートが必要。
- 導入企業では、人材不足を補うための新規採用や建設ディレクターの育成が進められている。未導入企業では、人件費が捻出できない、時間が無い等の理由を挙げる企業が多いことから、社内人材の活用を促すため、人材育成へのサポートが必要。

【②-1】 施工管理の社内分業化の支援

取組目標:説明会の開催回数 目標:1回 実績:1回(全6会場)

【バックオフィスの導入・普及支援】 から 【活用】へ、～ そして【実践(R8)】へ ～

令和6年度

導入に向けて、必要性やメリットの普及を図ります。

令和7年度

実践企業の事例紹介などを通して、社内体制の整備や組織マネジメントについて学びます。

令和8年度

普及促進と並行して、実践企業の取組をサポートします。

STEP1 バックオフィス説明会

- バックオフィス業務を紹介し、建設業の方に広く知ってもらうことを目的とする

STEP2 経営者向けセミナー

- 一般的な事例から社内体制の整備手法などの経営支援を目的とする
- 一般経営者の疑問に対して、その場で助言・指導を行う

令和7年度実績

- バックオフィス説明会 (熊野・伊勢・四日市・津会場で開催)
- バックオフィス技術者セミナー (津開催)
- バックオフィス経営者セミナー (津開催)

STEP1 バックオフィス説明会

- バックオフィス業務を紹介し、建設業の方に広く知ってもらうことを目的とする

STEP2 経営者向けセミナー

- 社内体制の整備手法などの一般的な事項について理解を深める
- 実践企業の事例をレクチャー
- 実践企業との意見交換を実施

STEP3 技術者向けセミナー

- 業務連携のチームマネジメント
- 技術者とバックオフィスの業務整理

STEP1 バックオフィス説明会

- バックオフィス業務の導入をめざす企業を増やすため、バックオフィス業務の意義を紹介する。

未だに、4割近い企業がバックオフィス導入への意欲が低い事から、STEP1を継続します。

STEP4 担当者講習会

- 公共工事説明会(事務系バックオフィス人材が、実践に向けて公共事業の基本を学ぶ)

- 個別研修(工事写真整理、施工計画書作成、道路占用申請など)
- ASPや遠隔臨場のバックオフィスへの活用について、実機による講習を実施

社内人材の育成支援などのニーズに応えるため、未経験者が実践的な内容を学ぶ取組を始めます。

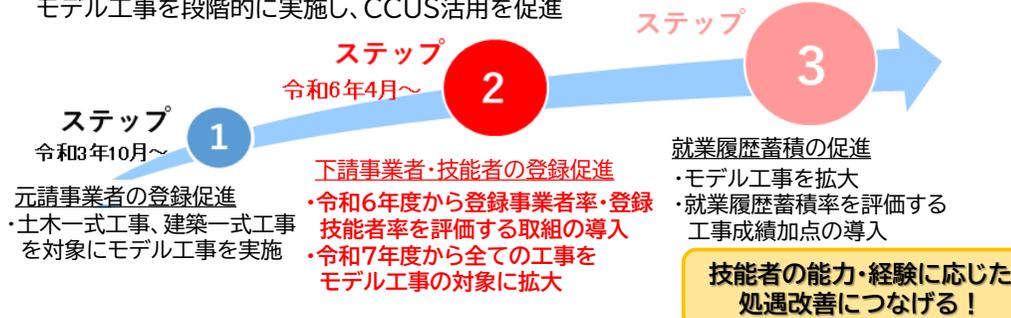




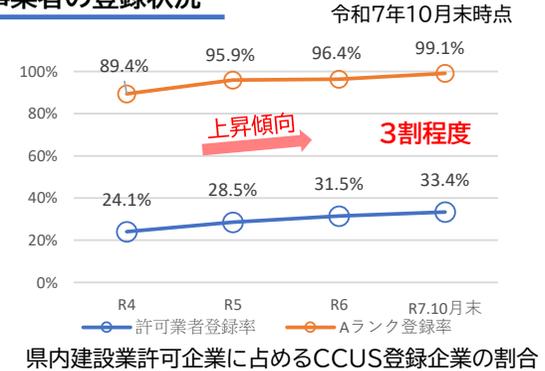
【④-1】技術の継承と処遇改善 取組目標：CCUS活用モデル工事において目標達成した工事件数 目標：40件 実績：160件

・CCUS活用促進の取組

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進

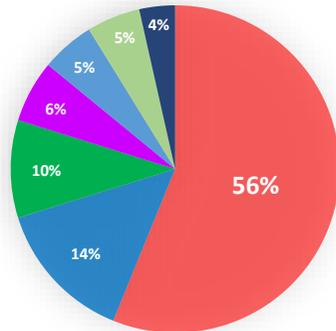


・事業者の登録状況



アンケート②(建設企業の現状に関するアンケート)

・CCUS登録を行わない理由(n=114)



■ CCUSの制度をよく理解していない

■ 登録料や利用料等の費用がかかる

■ CCUS活用工事の発注が少ない

■ 技能労働者を雇用していない

■ 登録料や利用料等の費用がかかる

■ カードリーダーの設置、管理が面倒

■ その他



企業向け説明会 令和7年11月松阪会場
(3会場で開催 参加人数134名)

CCUSのメリット

建退共手続きの効率化



経営事項審査の加点

全ての現場で実施した企業は経審で加点

書類作成の簡素化・合理化

施工体制台帳や作業員名簿の作成手間やミス削減
(システムにあらかじめ入力された情報を参照可能)

効果・検証

- 県内建設業許可企業に占めるCCUS登録企業の割合は上昇傾向にあるが、まだ3割程度であることから、引き続き登録促進が必要。
- 市町に対する制度導入の働きかけが必要。(土木一式A=99.1%:R7.10末)
- 企業アンケート結果では、CCUS登録を行わない理由として「CCUSの制度をよく理解していない」という意見が多く見られることから、幅広い事業者への周知が必要。
- CCUS導入により、建退共手続きの効率化(システム自動連携:R7.9～)など、新たにできることについて、周知・啓発していくことが必要。

【①-1】建設企業等のDX導入の支援

取組目標:建設DX促進説明会の参加者数(累計) 目標:800名 実績:854名

令和7年度 建設DX促進説明会の開催状況

受注者向けに情報共有システム(ASP)活用、遠隔臨場、ICT活用工事などについて理解を深めるための説明会を開催しています。

全10会場
198人(98社)参加



伊勢会場



アンケート①(建設DX促進説明会参加者の意見)

受注した工事で情報共有システム(ASP)を活用しようと思いましたが(n=107)

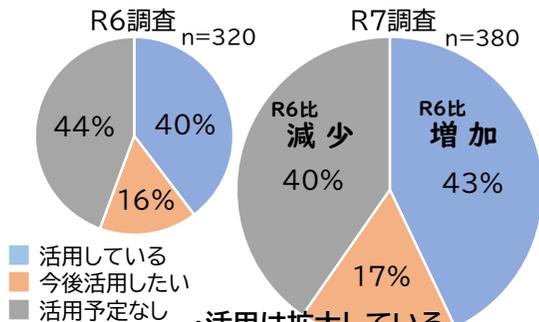
既に活用している 82件(77%)
活用してみようと思う 24件(22%)
活用しようと思わない 1件(1%)

【主な意見】

- ・書類作成が容易で慣れると楽
- ・大容量データが利用できる
- ・移動時間がなくなり効率的
- ・対面での協議も必要で、臨機応変な使い方が重要と感じる
- ・全ての工事に取り入れるべき
- ・市町も積極的に利用すべき

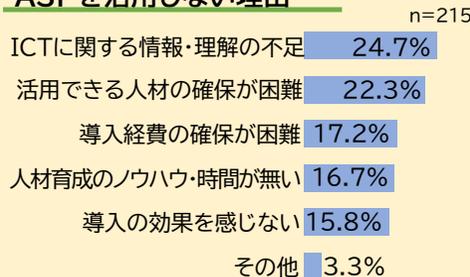
アンケート②(建設企業の現状に関するアンケート)

ASPの活用状況について



・活用は拡大している
・まだ4割の企業で「活用予定なし」

ASPを活用しない理由



遠隔臨場でも同様の傾向

活用しない理由
第1位「情報・理解の不足」24.3%

建設DXの活用促進に向けて

- ・建設DX活用は拡大しているが、「ICTに関する情報・理解の不足」へのサポートが必要とされている。
- ・「活用予定が無い」受注者に向けて、ASP活用、遠隔臨場、ICT活用工事などを導入する意義を理解してもらう必要がある。

効果・検証

- 多くがASPを活用しており、活用していない場合も有用性を認める意見が多く、導入に向けたサポートが必要とされている。
- 遠隔臨場やASPを活用しない理由の多くが「情報・理解の不足」であり、建設DX促進説明会等を通じて、建設DX活用に関する理解を深め、利用方法などについての情報提供を継続する必要がある。
- 遠隔臨場やASPなどは受発注者双方で利用するツールであり、活用をさらに進めるためには幅広く受発注者の意識向上を図る必要がある。

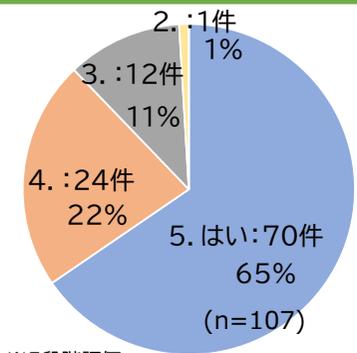


【②-1】建設DX研修による人材育成

取組目標:講習会の開催回数 目標:5回 実績:9回

アンケート① (建設DX講習会参加者の意見)

ICT活用工事の取組について理解できましたか

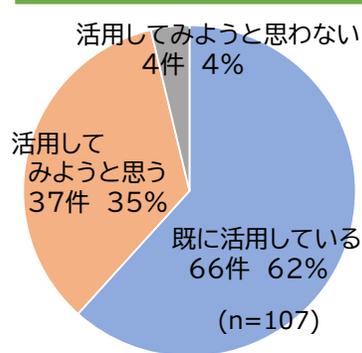


※5段階評価
5. はい(理解できた)
~1. いいえ(理解できなかった)

【主な意見】

- 対象工事の拡大を望む
- 現状では土工と舗装中心
- 費用が掛かる。小規模工事は厳しい。
- 設計の3次元化を進めて欲しい

受注した工事でICT施工を活用してみようと思いましたが



- 技術者の**仕事量削減には必須**
- 土工であれば**測量なしでワンマン施工が可能**
- 丁張が無いと現場のイメージが掴みにくい
- 少数数施工に役立てたい

建設DX講習会参加者に聞きました。

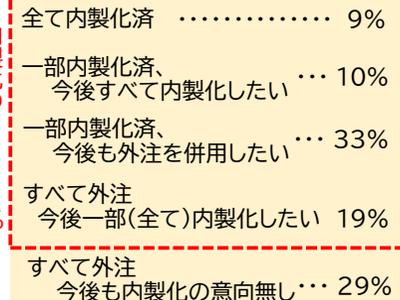
ICT活用工事を推進するために必要だと思う内容は何か(複数選択)



- 自社施工(内製化)に関するニーズが高い

アンケート② 建設企業の現状に関するアンケート

①起工測量 ②3次元設計データ作成
④出来高管理の各プロセスについて



内製化の意向を持つ企業 71%

効果・検証

- ICT活用工事の拡大につなげるため、普段使いで3次元データやICT機器のメリットを理解してもらうことが有効。
- 自社での人材育成が難しい企業をサポートするために講習会を継続して開催していく必要がある。
- 建設DX講習会の内容を企業のニーズが高い内容に反映させていく必要がある。

【③-1】新技術の活用

取組目標：活用事例の紹介件数(累計) 目標：10件 実績：10件

三重県「建設DX」WEBサイト

https://www.pref.mie.lg.jp/GIJYUTSU/HP/m0310100092.htm



Good idea

先進事例や好事例を収集して紹介しています。

遠隔臨場による安全巡視

取組み事例分類	3D測量	UAV	BIM/CIM	VR・AR・MR	自動・自立	ICT連携	ロボット
	G N S S	遠隔臨場	情報共有システム	書類の電子化	A I	その他 ()	その他 ()
適用施工プロセス	測量	設計	施工	維持管理	教育	事務業務	その他 ()
受注者の採用効果	品質	施工	コスト削減	工期短縮	安全性向上	労働時間短縮	P R 効果
発注者の採用効果	品質	施工	コスト削減	工期短縮	安全性向上	労働時間短縮	P R 効果

移動時間大幅カット！Webカメラでオフィスと現場が一体に。効率的な安全巡視を実現。

●取組概要

これまで、工事現場の安全巡視は、安全巡視員が現地に出向き、危険箇所を目で見て確認することで、事故の未然に防ぐことを重視していました。しかし、より広範囲をタイムリーに監視し、効果的な安全管理体制を構築するため、Webカメラを活用した新しい安全巡視システムを導入しました。このシステムにより、安全指導員は、事務所内いながら複数の現場の状況をリアルタイムで確認できるため、安全巡視員の移動時間を大幅に削減できます。これにより、より多くの時間をリスクの高い作業への指導や、緊急時の迅速な対応に充てることが可能になります。

●機器・技術のスペック

項目	名称	メーカー
Webカメラ	safie pocket	セーフィー株式会社

●工事概要

工事名：令和5年度社会資本・地 第A010-34分0003号
一般県道松阪環状線道路改良工事
工事場所：松阪市柳田町 地内
発注者：松阪建設事務所道路一課
発注者：松阪建設事務所
延長：約1.1km(幅員6.5m・1.5m)
路体盛土工 V=6,340m3
L型擁壁工 L=69m
ブロック積工 A=217m2
排水構造物工 L=178m

●取組状況



●効果・課題

特に移動距離が長い現場では、Webカメラでの巡視は本当に助かります。会社とすぐに画面を見ながら相談できるので、その場で問題点がクリアになり、的確な指示もできました。おかげで、無駄な移動時間も減って、作業に集中できる時間が増えました。

映像録画のおかげで、『あの時、何があつたっけ？』という疑問がすぐに解消できるのが本当に助かります。事故やヒヤリハットの検証にも役立ちますし、安全対策を考える上でも、当時の状況を正確に把握できるのは大きなメリットです。

スマートフォンでKYや日報を作成

現場確認をリモートでできるコミュニケーションツールの活用

ウェブカメラによる現場管理

三重県県土整備部 Mie Prefecture

三重県県土整備部 Mie Prefecture

三重県県土整備部 Mie Prefecture

三重県県土整備部 Mie Prefecture



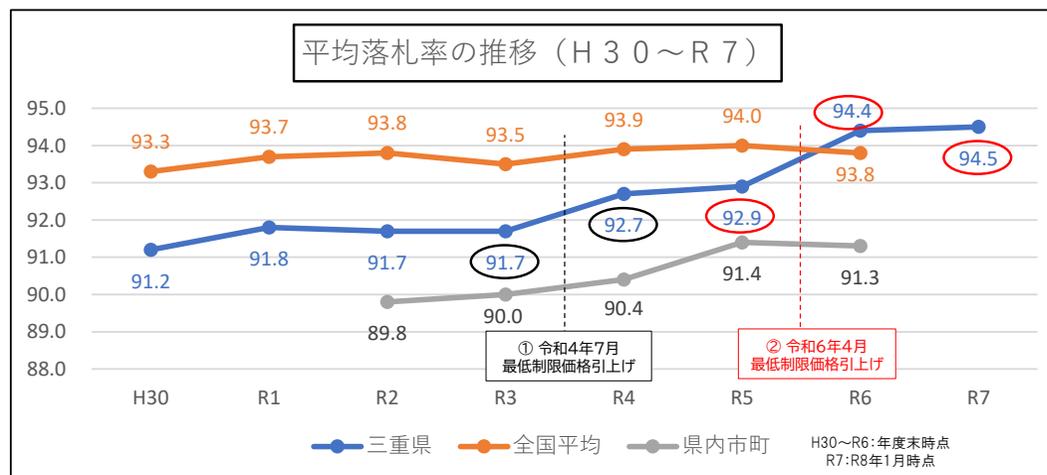
効果・検証

- 取組を広げるために、各発注事務所や企業の活用事例の中から、先進的な取組事例や好事例の情報を収集する必要がある。
- ガイドブックへの掲載や講習会等を通じて、受発注者問わず省人化・省力化に効果が確認できる事例を広く周知していく。
- 講習会等の参加者からは、普段使いできる活用事例紹介を望む声が聞かれることから、良い取組であれば簡単なものでも広報していく。



2. 令和7年度の取組(Ver.2)・効果検証【企業の安定経営に向けた対応】

取組項目	具体内容	R7取組に関する検証
適正な利潤の確保	入札契約制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月の最低制限価格引き上げに伴い、建設工事の平均落札率は令和5年度の92.9%に対し、令和7年度は令和8年1月末時点で94.5%まで上昇した。 三重県が発注する建設工事(維持業務を含む)及び建設工事に係る測量・設計等業務において、入札の適正さが阻害されるおそれがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととした。(R7.4) 近年の労務費や資材単価等の高騰に伴い工事価格は上昇していることから、建設企業が適正な競争のうえで、これまでと同様の工事規模の入札に参加できるように、「三重県建設工事発注標準」等における入札参加者の等級区分を決める価格の見直し(引上げ)を実施した。(R7.6) 契約手続きにおける利便性の向上や契約事務の効率化(印刷費用、印紙税が不要)などを図るため、令和7年10月に電子契約サービスの導入を開始した。(R7.10) 労務費や資材価格の高騰に伴う資金需要の高まり及び労務費の行き渡りなどに対応するため、令和8年1月以降の公告案件から、債務負担工事の前払金を翌年度分の前払金相当分を含めて契約締結年度に請求することができる契約条項を活用していくこととした。(R8.1)
	適正な予定価格等の設定継続	<ul style="list-style-type: none"> 適正な予定価格等の設定では、価格変動による公共工事の積算時点と当初契約時点の資材価格差に対応するため、令和6年12月に「資材価格等に対する特例措置」を策定し、引き続き資材価格高騰に適切に対応した。
	市町・民間への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格の設定が国基準を下回る市町に対し、発注者協議会三重県部会や個別訪問にて取組要請を行った。(対象市町:8市町)





取組方針 1 担い手の確保

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議:検討
担い手確保小委員会:担い手
生産性向上小委員会:生産性
建設業団体:業団体

- 学校訪問は、**近年の入職状況をふまえた優先度により訪問校を選定**すること、企業PR一覧表を作成し、学校訪問などで情報発信を行うことは必要である。(担い手・業団体)【取組方針①】
- 建設業は転職者が多いため、建設系学科以外にもアプローチする必要がある。(検討)【取組方針①】
- 地元への就職率の高い高校も対象とするなど間口を広げた方がよい。(検討)【取組方針①】
- 進学校についても、大卒就業者を見込んで、高校での「探求授業」の課題提供など、高校のニーズをつかんで取組を継続した方がよい。(検討)【取組方針①】
- 企業向けのセミナーは、時間や場所に制限されないオンラインや動画視聴などを用いたほうが良い。(担い手)
- 出前授業等では、**年代が近い若手就業者**がいることで生徒は自身が働くイメージができる。(担い手)【取組方針②】
- **若年層や保護者世代に建設業の魅力を伝えるためにイベントを開催**することは有効な取組である。
(担い手・業団体)【取組方針③】

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度を取組は継続して実施する。

- ① 学校訪問については、既存の取組実施校に加え、**近年建設企業に入職実績のある高校**や地元就職者が多い高校などに優先的に実施する。また、訪問時に企業PR一覧表などによる情報発信を行う。(★)
- ② 出前授業等に**卒業生を含む若手就業者**などを積極的に起用して、若手就業者を中心に働く者の目線から同世代にアピールする。(★)
- ③ SNSを活用した情報発信を継続するとともに、建設業の魅力を伝えるため、**建設業団体や教育機関と連携し、若年層と保護者世代が参加できる体験型イベントを開催**する。(★)



取組方針 2 労働環境の改善

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議:検討
担い手確保小委員会:担い手
生産性向上小委員会:生産性
建設業団体:業団体

- 週休2日(土日休み)の取組は担い手確保のためには、継続していく必要がある。(検討・担い手)【取組方針①】
- バックオフィス業務を対象とした新たな人材の雇用は企業の負担であり、普及が進まない要因の一つとなっている。
(業団体)【取組方針②】
- バックオフィスの担い手育成は女性活躍につながる。また社外での講習会等の実施は企業の負担軽減にもなる。
(検討)【取組方針②】
- バックオフィスを知らずに敬遠している企業への理解促進が必要である。(検討)【取組方針②】
- 柔軟な働き方として、就業者がフルタイムや短時間などを選択できることが、企業としてPRできるポイントとなる。
(検討・担い手)
- CCUSでは、建退協との連携などの改善が進められているが、多くの企業が活用方法などを理解していないため、企業への普及が進まない。(担い手・生産性)【取組方針③】

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度を取組を継続して実施する。

- 週休2日工事の設定率の低い市町に対して、個別に取組要請を行うとともに、民間工事発注者への啓発を継続して行う。
- バックオフィス業務の導入促進に向けた取組を継続するとともに、実務担当者の育成支援等の企業ニーズに応えるため、未経験者が実践的な内容を学ぶ講習会の開催など人材育成へのサポートを行う。(★)
- CCUSの活用促進については、小規模な建設企業の導入が遅れているため、企業向け説明会の開催やチラシの配布等により理解促進を図るとともに、市町に対しても制度導入の働きかけを行う。あわせて、労働者の処遇改善に向けて改正建設業法による適正な労務費の確保と賃金行き渡り等に対する取組を行う。(★)



取組方針 3 生産性の向上

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議:検討
担い手確保小委員会:担い手
生産性向上小委員会:生産性
建設業団体:業団体

- ・ 建設DX促進説明会は、**技術者以外のバックオフィス人材なども対象**としていく必要がある。(生産性)【取組方針①】
- ・ 建設DXは企業によって、習熟度に温度差があるため、取組を継続する必要がある。(検討)【取組方針①】
- ・ 講習会では受講対象者のニーズを取り入れブラッシュアップしていく必要がある。(検討)【取組方針②】
- ・ 現場での生産性を向上させるためには、**技術者自身がICT技術を習得することが重要**である。(生産性)【取組方針②】
- ・ ライブカメラの利用など、**施工現場の安全管理に関する事例集**があるとよい。(担い手)【取組方針③】
- ・ 発展が著しいAI技術について、リスクと効果を見極めながら適正な活用を検討していく必要がある。(検討)

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度を取組を継続して実施する。

- ① **建設DX促進説明会 (導入促進)** は、技術者に加えてバックオフィス人材などの多様な人材を対象に開催を継続する。(★)
- ② **建設DX講習会 (活用促進)** では、ICT技術の習得について、**技術者のニーズが高い内容の講習会を開催し、人材育成をサポート**することでICT活用工事の拡大を図る。(★)
- ③ 新技術 (AI技術を含む) による**生産性向上につながる取組事例を紹介するガイドブックの掲載を拡充し、周知**することで、各企業の建設DX活用を促進する。(★)



企業の安定経営に向けた対応

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議: 検討
担い手確保小委員会: 担い手
生産性向上小委員会: 生産性
建設業団体: 業団体

- **最低制限価格の設定が低い市町があること**が、経常利益率に少なからず影響を与えている。(業団体)(取組方針②)
- 企業体力の向上により労働者の処遇改善につなげるため、地域内での企業間連携(アライアンス)の推進についても検討したほうがよい。(検討)

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度を取組を継続して実施する。

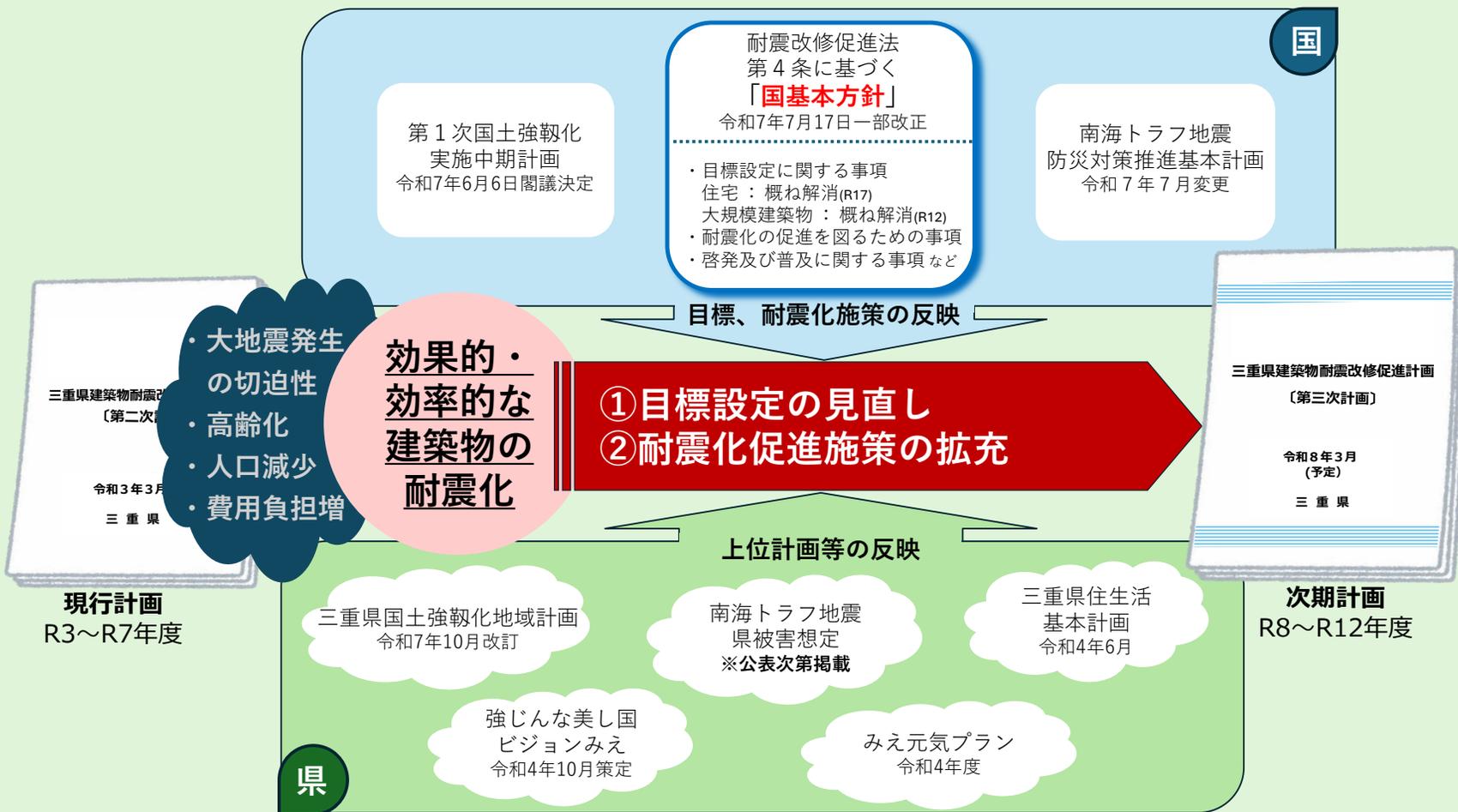
- ① 企業の安定経営に向けて売上高経常利益率の推移を把握し、産業全体(全国)との比較・分析等を行いながら、必要に応じて入札契約制度の改善を行う。
- ② 建設企業の適正利潤確保に向けて、**最低制限価格の設定が低い市町に対して**、発注者協議会三重県部会等に加え、**直接市町に出向き働きかけ**を行う。(★)

(5) 三重県建築物耐震改修促進計画の 改定について（最終報告）

三重県建築物耐震改修促進計画の改定について（最終報告）

三重県建築物耐震改修促進計画の概要

- ・耐震改修促進法に基づき、県内の建築物耐震化の促進を図るための計画を示すもの
- ・住宅・建築物の「耐震化率」等を**目標として設定し、耐震化の促進を図るための施策**を定めるもの
- ・現行計画は令和3年度から令和7年度(5か年)まで、次期計画は令和8年度から令和12年度(5か年)を予定



国基本方針の改正概要とその対応

国基本方針改正概要（国ホームページより引用）

住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ、耐震改修促進法に基づく基本方針※の見直しを行う。

※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）

①目標の見直し

○住宅に関する目標

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消



2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

○建築物に関する目標

耐震診断義務付け対象建築物について、2025(R7)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消



要緊急安全確認大規模建築物※について、2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※不特定多数の者が利用する大規模建築物等（病院、店舗、旅館、学校等）

②取組内容の充実

○住宅に関する取組

利息の返済を不要とする高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用

省エネ改修等と合わせた耐震改修の促進

新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進

○建築物に関する取組

地方公共団体が指定する診断義務付け建築物に関する目標の設定

避難路沿道建築物の耐震化状況の可視化（マップの作成）

三重県建築物耐震改修促進計画

国基本方針の改定を踏まえた三重県建築物耐震改修促進計画の対応概要

①目標の見直し

○住宅に関する耐震化率の目標

R7年度までに89%

R12年度までに95%

目標1

○建築物に関する耐震化率の目標

要緊急安全確認大規模建築物
大規模建築物
: R7年度までに98%

R12年度までに概ね解消

目標3

②取組内容の充実

○住宅に関する取組

耐震改修利子補給制度の活用の促進

省エネ改修等リフォーム工事と合わせた耐震改修の促進

新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

○建築物に関する取組

耐震診断義務付け建築物に関する耐震化率の目標設定
防災拠点建築物
: R7年度までに全て解消
避難路沿道建築物
: R7年度までに80%

R12年度までに全て解消

R12年度までに80%

目標4

目標5

耐震化状況をマップで示し耐震化状況の見える化

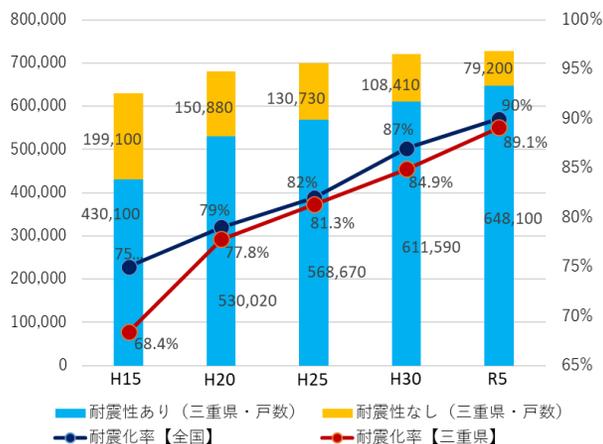
反映

①目標設定の見直し

目標1 住宅の耐震化

居住世帯のある住宅総数のうち、耐震性が確保されている住宅の割合（住宅の耐震化率）

実績：89.1%【R5】 → 目標：95%【R12】
（現行目標値89%【R7】）



三重県及び全国の耐震化率等の推移

目標2 民間建築物の耐震化

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物の耐震化率（対象棟数923棟）

実績：96.0%【R6】 → 目標：概ね解消【R12】
（現行目標値95%【R7】）

目標3 大規模建築物等の耐震化

不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震性不足解消率（対象棟数99棟）

※旧指標名：耐震改修等実施率

実績：96.0%【R7】 → 目標：概ね解消【R12】
（現行目標値98%【R7】）

目標4 防災拠点となる建築物の耐震化

防災上重要な建築物の耐震性不足解消棟数

※旧指標名：耐震改修等実施棟数

（残り1棟）

実績：2棟／3棟【R7】 → 目標：全て解消【R12】
（現行目標値3棟／3棟【R7】）

目標5 避難路沿道建築物の耐震化

県が耐震診断義務化路線として指定した第一次緊急輸送道路の全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震性不足解消率（対象棟数14棟）

※旧指標名：耐震改修等実施率

実績：64.3%【R7】 → 目標：80%【R12】
（現行目標値80%【R7】）

②耐震化促進施策の拡充

施策のポイント

- 課題である耐震改修費用にかかる自己負担額の軽減
- 支援制度の拡充と周知、耐震化の必要性の普及啓発

1 住宅のさらなる耐震化促進に向けた取組

- ・耐震改修工事費の補助限度額を引き上げるなど、耐震化への支援を拡充

耐震改修工事費 270万円（R6実績中央値）の場合



最大100万円補助

拡充

令和7年度～



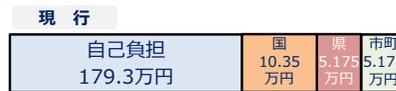
最大157万5千円補助

住宅政策

3 耐震性のない空き家の除却への補助

- ・地震による倒壊で救命活動、復旧・復興等を阻害する空き家(木造住宅)の除却の補助を拡充

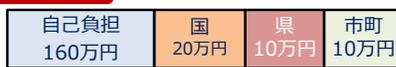
除却工事費 200万円の場合



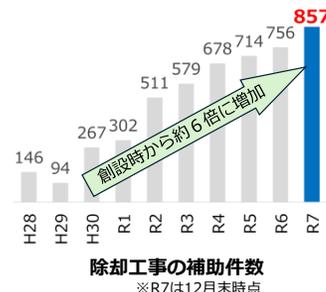
最大 20万7千円

R8から増額

拡充



最大 40万円



住宅政策

2 避難路沿道建築物のさらなる耐震化促進に向けた取組

- ・補助事業の延長 令和8年度末まで → 令和13年度末まで
- ・工事費にかかる補助割合の見直しを行い、市町補助にあわせて耐震化への支援を拡充
- ・労務費や材料費の高騰をふまえた補助限度額の見直し

耐震改修工事費 公費負担 44.0%



国補助金 6/25
地方補助金 1/5

拡充

令和7年度～



国補助金2/5 地方補助金1/3

公費負担73.3%

建築開発

4 木造住宅耐震改修工事費の低減への取組

- ・県民意識調査で「高額な改修工事費」が課題

令和6年6月補正～

- ・精密診断法による補強設計で工事費を低減

	一般診断法	精密診断法
工事費(R6実績中央値)	270万円	165万円

平成25年度～

- ・床や天井等の張替えを最小限にする低コスト工法の普及促進

改修工事費が高額のため耐震改修が行えない。



県民の声

住宅政策

5 避難路沿道建築物の耐震化状況の見える化と啓発

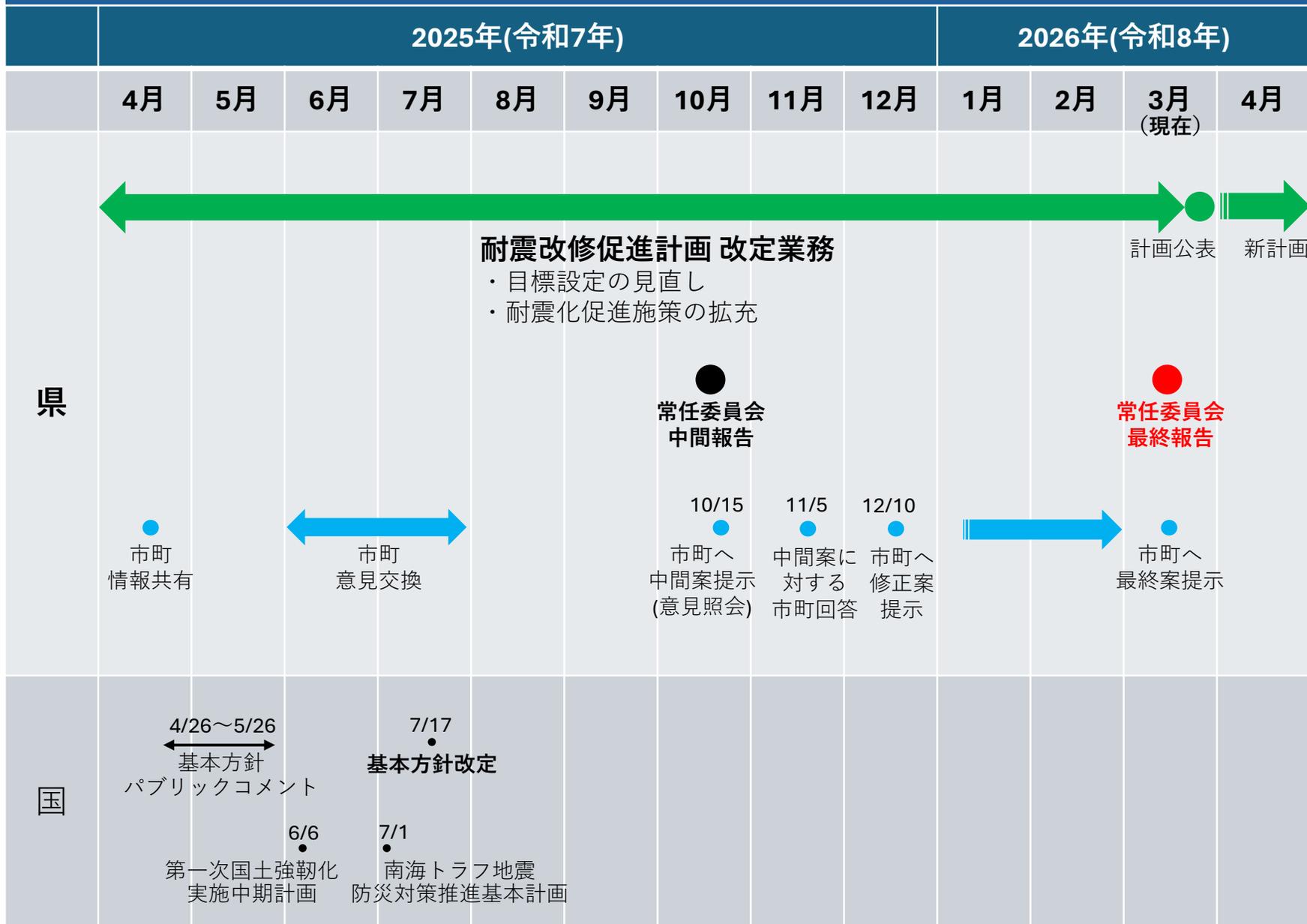
- ・路線毎の耐震化状況をマップで示すことにより避難路沿道建築物の耐震化状況の見える化を図るとともに、これを活用し、耐震化の啓発を図る

避難路沿道建築物耐震化状況マップ



建築開発

改定スケジュール





40

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用状況の報告



令和3年7月 静岡県熱海市における土石流による被害

宅地造成及び特定盛土等規制法について

規制区域の概要

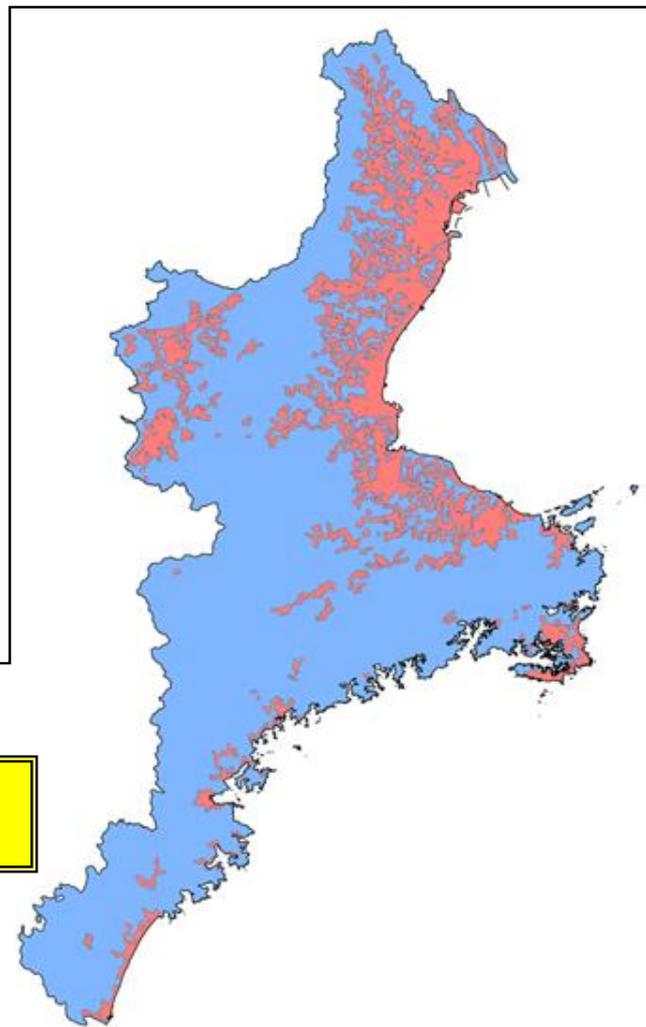
◆規制区域の種類

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



◆三重県の規制区域の概要

区分	面積 (km ²)	面積比
三重県全域	5,774.48	—
宅地造成等工事規制区域	1,290.93	22.4%
特定盛土等規制区域	4,483.55	77.6%

令和7年5月26日
区域指定

宅地造成及び特定盛土等規制法について

規制の対象規模

許可対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

宅地造成及び特定盛土等規制法について

盛土規制法の執行体制

◆各部局における役割分担

造成、盛土等の目的に応じた個別規制法令ごとに各部局で役割分担し、審査業務の効率化を図っている。

部局	内容
県土整備部	【連絡窓口】 ・ 部局間における技術基準等の総合窓口 ・ 国との連絡窓口 【所管法】 ・ 都市計画法、砂防法、河川法、海岸法、港湾法 等
農林水産部	【所管法】 ・ 森林法、農地法、畜舎特例法 等
環境生活部	・ 上記2部の役割分担に該当しないもの

宅地造成及び特定盛土等規制法について

運用状況（申請数等）

◆許可申請の状況（R8.2月末時点）

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
	許可申請	許可申請	届出※
県土整備部	40	0	6
農林水産部	24	5	25
環境生活部	6	0	2
計	70	5	33

※届出：工事規模が比較的小さいものが対象（3,000㎡未満等）

宅地造成及び特定盛土等規制法について

運用状況（体制）

◆部局間の連携状況

担当部局が複数存在するため、申請書の処理方法や運用等の齟齬が生じないように連絡会議を設置し、部局間で協力・連携している。

盛土等対策連絡会議（部局間の情報共有や課題の検討を行う）

区域指定後、毎月開催し、技術基準に係る運用方針の調整や相談事例の共有などを行っている。

主な会議テーマ：運用状況の確認、取扱い基準の統一化、事務処理方法の共有、許可事例の共有、マニュアル等の見直し 等

参加メンバー：県土整備部（道路管理課、港湾・海岸課、河川課、防災砂防課、都市政策課、建築開発課）
農林水産部（畜産課、農業基盤整備課、農地調整課、森林・林業経営課、治山林道課、みどり共生推進課、水産基盤整備課）
環境生活部（大気・水環境課）

オブザーバー：県土整備総務課、農林水産総務課、環境生活総務課、新産業振興課、警察本部生活環境課

引き続き各部局と協力・連携して円滑な運用を進めていきます。

(7) 津駅周辺道路空間の検討状況について

46



津駅周辺道路空間の検討経緯

令和2年5月20日道路法改正

- ・民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進
- ・地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築が可能に

令和2年7月から令和3年3月まで

津駅周辺道路空間検討会(4回)
メンバー: 県、津市 オブザーバー: 国

津駅周辺空間の基本的な方向性の取りまとめ(令和3年3月29日)

令和3年7月から令和4年3月まで

津駅周辺道路空間検討委員会(3回)
委員: 有識者、交通関係者、経済関係者、行政
事務局: 国、県、津市

津駅周辺道路空間の整備方針の策定(令和4年3月24日)

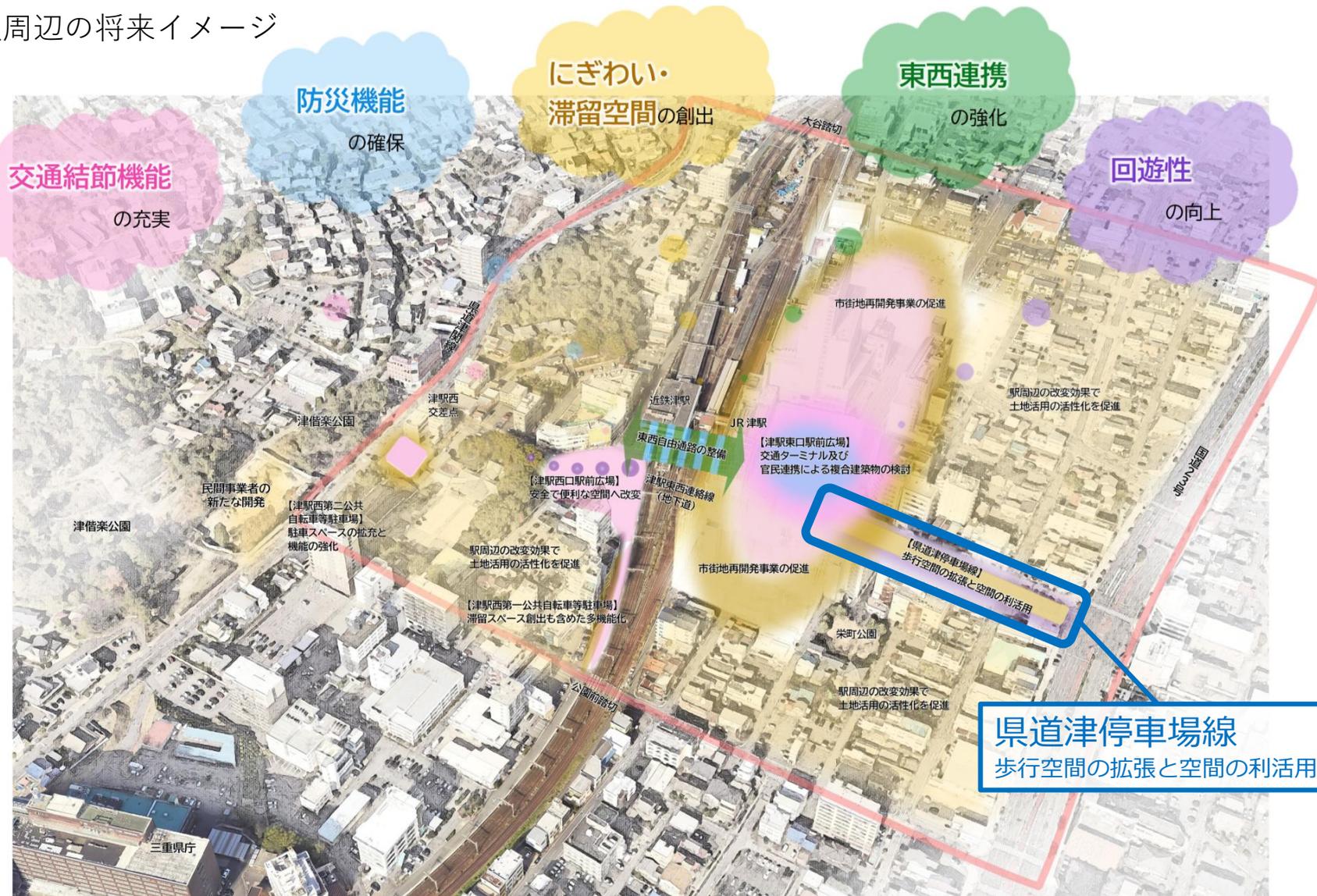
令和4年7月から

津駅周辺道路空間再編検討委員会
委員: 有識者、交通関係者、経済関係者、行政
事務局: 国、県、津市

津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)の策定(津市) 令和7年8月公表

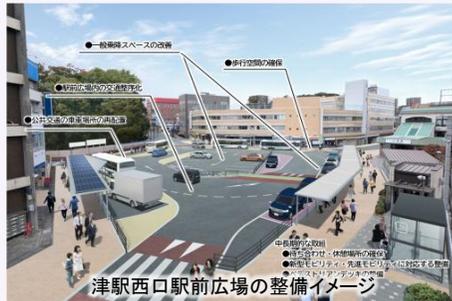
津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）

津駅周辺の将来イメージ



西口駅前広場

【市】西口駅前広場の詳細設計を実施



津駅西口駅前広場の整備イメージ

東口駅前広場

【国】交通拠点に求められる機能の必要性をふまえた機能強化の方向性を整理（バスタプロジェクト）

【市】交通ターミナル上部空間の活用等にかかる官民連携導入可能性調査を実施



広域交通拠点のイメージ



官民連携による複合建築物のイメージ

整備コンセプト【西口】
市民の安心・快適な移動を支える西口

整備コンセプト
様々な人が東西を行き交い
交流が生まれる

津駅

整備コンセプト【東口】
交通結節機能が強化され
広域から人が集まり
にぎわいや憩いの場がある東口

《東口の一部》
にぎわいや憩いの場

津停車場線

伊勢街道

国道23号

東西自由通路

【市】東西自由通路の位置について鉄道事業者と協議



東西自由通路のイメージ

県道津停車場線

【県】歩道拡張後の活用主体・活用方針等に関する聞き取り

【県】駅周辺の公共交通の補完のため、県道等に路上カーシェアリングを配置する社会実験を実施



イメージ図



路上カーシェアリング
社会実験

県道津停車場線における社会実験

R3 交通への影響調査

歩道拡張に向け、車線を6車線から4車線に減少させ、交通への影響を確認



R4 賑わい創出の調査

歩道を拡張し、その空間にベンチやテーブル等の設置、キッチンカーの出店等



R5 滞留・回遊性の調査

県道だけでなく近隣の栄町公園を使用し面的に社会実験を実施



R6,7 県道への新たな交通手段導入可能性調査

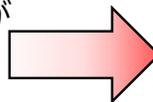
県道において、路上カーシェアリングの社会実験を実施



成果

- ・車線数減に伴う交通への大きな影響（速度低下や滞留）はなかった
⇒ ほこみち導入に向けたハード整備の可能性
- ・道路空間再編により賑わいの創出が図れた
- ・実験エリアを面的に広げた結果、滞留・回遊性の強化が図れた
⇒ 津駅のポテンシャルの高さとニーズの把握
- ・路上カーシェアリングは、公共交通機関を補完する交通手段としてのニーズは非常に高いことが確認できた
⇒ 交通結節機能強化施策の1つとして取り込める可能性

社会実験により賑わいの創出が確認できたが
継続した賑わいの創出が望まれる！



R8～ 拡張後の活用方法等に関する調査

活用主体の掘り起こしや活用方法の検証などを目的とした**社会実験を実施**

■ 継続した賑わいを創出できるハード整備（歩道拡張案）



歩道拡張案を確定するには・・・

- ・拡張した空間を**どのように活用**するか
⇒ 人が来たくなるイベントや日常の活用方法 ⇒ **活用主体の選定**
- ・**沿道地域**への影響はどうか
⇒ 地域と一体となった運営 ⇒ **地元住民や店舗との調整** などが必要

■ 継続した賑わいを創出できるマネジメント（民間活力）

賑わいの創出には・・・

民間活力が必須で、それを**継続するにはマネジメント主体が必要**

関係者への聞き取りでは・・・

現状では商店街組合等による活用の声はなく、「出店の希望はあっても、**マネジメントまでは難しい**のではないか」との意見もあった。

検討課題

- ・活用主体の掘り起こし ⇒ **組織化・自走化**
- ・活用方針の決定（関係者との調整）
- ・歩道拡張空間に必要な機能の決定

令和8年度

■ 社会実験の継続

- ・ 活用主体の掘り起こし
- ・ 歩道拡張後の活用方針検討
- ・ 拡張した空間に必要な機能の検討
- ・ 日常的な公共空間利活用による機運醸成

道路空間の活用イメージ

車道
柔軟活用ゾーン
歩道

賑わい施設帯のエリアイメージ

建物 アクセス&モビリティ空間
・ 路上駐車
・ 駐輪場
・ 停留所
・ 乗降場

緑化
・ 低木
・ 樹木
・ 雨水浸透

交流空間
・ ランチ
・ ベンチ
・ パークレット

芸術・賑わい空間
・ ハブリヶアート
・ 物販

出典：「ソルトレークシティ道路類型」草案（2021年6月）

今後の予定

■ 社会実験の継続

- ・ 活用主体の組織化、自走化に向けた支援
- ・ 拡張した空間に配置する機能の検討
- ・ 日常的な公共空間利活用による機運醸成



出典：東京都足立区HP



- 歩道拡張の詳細設計
- デザイン検討



<目標>

歩道拡張工事 ⇨ 民間主体による道路空間の活用 ⇨ 賑わいの継続

まちづくりの方針をふまえた道路空間の再編検討を国・市と連携して進めます

社会実験の概要

目的 道路空間における賑わいの創出及び課題・ニーズを把握

内容 平日：津駅周辺のオフィスワーカーのランチ
休日：ファミリー層のランチと家族向けイベント

期間 R4：10/19～30、R5：10/11～22（各日10時～18時）



成果

- ・車線数減に伴う交通への大きな影響（速度低下や滞留）はなかった
⇒ ほこみち導入に向けたハード整備の可能性
- ・道路空間再編により賑わいの創出が図れた
- ・実験エリアを面的に広げた結果、滞留・回遊性の強化が図れた
⇒ 津駅のポテンシャルの高さとニーズの把握

今後の検討課題

継続した賑わいの創出

⇒ 活用主体の掘り起こし、活用方針の検討

延べ来場者数

R4：約6,500人
R5：約12,000人（対前年比1.85）

■キッチンカー・物販の出店

R4：23店舗 R5：32店舗
（延べ50店舗） （延べ94店舗）

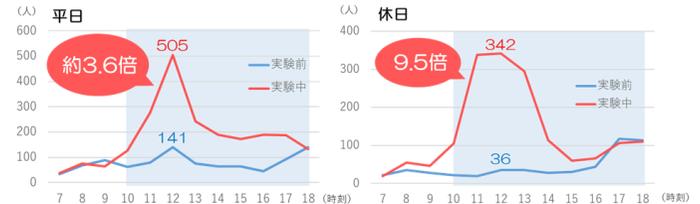
■イベントの開催

（働くクルマ、アイドル、音楽ライブなど）

R4：4回 R5：9回



横断歩道の歩行者交通量の変化



来場者アンケート

■キッチンカー・物販の出店について



約9割が満足
(R4：割合が満足)

約8割が満足
(R4：約5割が満足)



■土日のイベントについて

■滞在時間について



来場者の声がありました

キッチンカー等の利用者
「次回はいつするの?」「津駅前が明るくなった!」
沿線住民
「街が賑わうと元気が出る」「ぜひ続けてほしい」
出店事業者
「また出店したい(出店事業者全員)」

社会実験の概要

目的 公共交通を補完する交通手段としてのニーズがあるかを確認

内容 県道津停車場線及び津駅東口ロータリーにカーシェアステーションを合計4台設置

期間 令和7年1月21日～7月21日の半年間



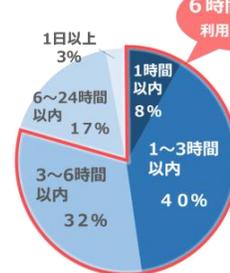
利用実績

- 1月21日～7月21日 (182日間) で **769人**、延べ**1,034回**の利用
- 路上カーシェアリング1台当たり平均**1.5回/日**の利用

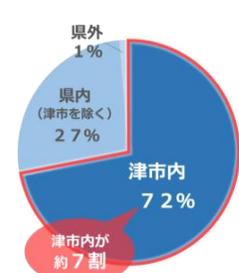
周辺の既存カーシェアの約**1.3倍!**

GPSデータの分析

利用時間

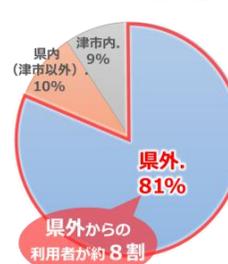


エリア (目的地)

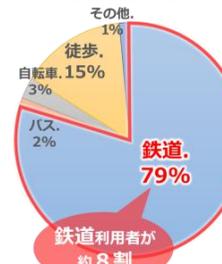


利用者アンケート

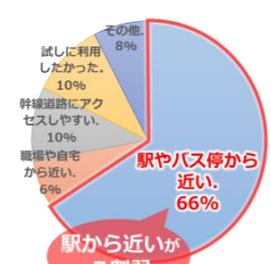
アンケート回答者住所



利用までの交通手段



利用の理由



その他利用者からの声

【良かった点】

- 鉄道からの乗り換えが非常に便利
- 津駅がビジネスや観光の起点として機能するきっかけになる
- 路上駐車防止になる など

【悪かった点】

- チェーン着脱が煩わしく、危険
- 路上 (県道) は使いにくい など

成果

公共交通機関を補完する交通手段としての**ニーズは非常に高い**ことが確認できた。

県外からの来訪者

鉄道利用者

駅近
わかりやすさ

⇒ 交通結節機能強化施策の1つとして取り込める可能性

今後の検討課題

設置検討 (設置可否、設置場所など) と安全対策

⇒ 施設の運営・維持管理も視野に入れた検討

(8) 令和7年度包括外部監査結果に対する対応方針について

1 監査テーマ

県営住宅に関する事務の執行について

2 監査結果

内容	指摘	意見	計
1 資産管理	3件	4件	7件
2 入退去管理	1件	6件	7件
3 債権管理	—	1件	1件
4 指定管理者のモニタリング	5件	7件	12件
5 指定管理者	3件	3件	6件
6 県営住宅管理システム	2件	1件	3件
計	14件	22件	36件

※「指摘」とは、法令や規則等に違反している事項、不当な事項等
「意見」とは、自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性をふまえた結果、改善することが望まれる事項

3 主な指摘・意見の概要

(1) 資産管理

- ・火災報知器の設置
- ・入居棟の集約による管理コスト効率化の検証
- ・固定資産台帳に計上する資産にかかる確認体制の構築

(2) 入退去管理

- ・『県営住宅入居者のしおり』の適時の更新

(3) 債権管理

- ・多様な徴収方法の検討

(4) 指定管理者のモニタリング

- ・入居募集対策修繕費の確保による募集住戸数の増加
- ・退去に伴う敷金返還の確認体制の構築
- ・年度協定における入居率向上に関する成果目標の設定

(5) 指定管理者

- ・遊具点検結果に基づく対策の実施
- ・県営住宅退去検査基準に基づく退去修繕費用の徴収
- ・入居者の要望に対する対応状況の記録

(6) 県営住宅管理システム

- ・県営住宅管理システムログイン時の安全性の高いパスワード設定
- ・退職者、異動者IDの無効化

4 対応方針

今後の火災報知器設置や遊具の安全性の確保、入居率向上のボトルネックとなっている入居募集対策修繕費の確保や効果的な予算執行、退去修繕費用の取扱い等について、指定管理者と協議し、適切に対応していきます。

また、情報セキュリティ対策の強化については、令和9年度の次期県営住宅管理システム導入にあわせて検討を行います。

中長期的な供給戸数も含め、今後の県営住宅のあり方については、住宅政策の目標や施策等を定める『三重県住生活基本計画』の見直しやこれに連携する『三重県公営住宅等長寿命化計画』の改定を令和8年度に予定しており、その中で対応していきます。

令和7年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
1 資産管理		
(1) 有用な長寿命化計画作成の観点から、市町単位での住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムの活用が望まれる【意見】		
<p>現状、平成28年に国土交通省国土技術政策総合研究所により開発された「住宅確保要配慮者の世帯数の推計プログラム」を活用し、著しい困窮年収未満の世帯の推計をしているが、県全体の需要予想であり、市町単位での推計がなされていない。年収300万円未満の世帯の割合は、三重県全体では32.5%であるが、地域別では北勢地域26.6%に対して東紀州地域は51.2%と2倍近い開きがあることが判明した。地域により所得差がある実情を踏まえ、著しい困窮年収未満の世帯を推計するに際しては、県全体でなく、例えば市町単位で需要を予想することが、必要としている人にセーフティネット機能として公営住宅を確保するために重要であると考えます。</p> <p>公営住宅を必要としている人に供給できるよう、市町単位で著しい困窮年収未満の世帯を推計し、市町との連携のもと地域の公営住宅のストック状況や市町の公営住宅等を計画に反映することが望ましい。</p>	<p>現行の三重県公営住宅等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）は、令和元年に改定されたもので、著しい困窮年収未満の世帯の推計について、当時、利用可能であった推計プログラムを用いて県全体の需要予測を行っています。</p> <p>長寿命化計画は、令和8年度に改定を予定していることから、県営住宅の需要見通しについて、令和3年10月に国土交通省から公表された住宅確保要配慮世帯数推計プログラムを使用し、地域別の需要予測を行うこととします。</p>	
(2) 経済性の観点から、募集を停止した県営住宅は、早期に処分計画を策定し、整理を進めることが望まれる【意見】		
<p>令和6年度までに募集を停止した県営住宅は、19団地であり、うち4団地は、令和7年4月1日現在、入居者はいない状況である。入居者がない4団地のうち、処分予定が決まっているのは、3件であり、残りの1件の処分予定は未定である。募集を停止した県営住宅における令和6年度の人件費、一般管理費、事務費等の間接費を除く一般修繕費、環境修繕費等の直接費は、総額16,826,973円であり、ほとんどの団地で使用料収入を上回っている。</p> <p>募集を停止した県営住宅においても一定の費用が発生し、防犯や衛生上のリスクや、地域のイメージ低下のリスクが想定されるだけでなく、機会損失のリスクが生じるため、早急に処分計画等を策定し、整理を進めることが望ましい。</p>	<p>県営住宅59団地のうち19団地で募集を停止しています。このうち4団地（森忠団地、大羽根団地、半田団地、清水ヶ谷団地）は、入居者のいない状況となっており、半田団地については令和7年度から令和8年度にかけて、森忠団地及び大羽根団地については令和8年度に、それぞれ建物を解体する予定です。また、清水ヶ谷団地については、早期に処分計画を策定する予定です。</p> <p>今後も、募集を停止した県営住宅で跡地利用の予定がないものについては、入居者のいなくなった団地から、順次、整理を進めていくこととします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(3) 経済性の観点から、入居棟の集約による管理コストの効率化を検証することが望まれる【意見】</p>		
<p>令和6年度の一身田住宅の収支は、1,276千円のプラスだが、令和5年度の減価償却費66,510千円を考慮すると、65,234千円のマイナスとなっており、コストの削減が必要である。一身田住宅の令和7年8月21日現在の棟別、階別入居率は、全体の入居率54.9%に対し、4つの棟(R1、R2、P7、P13)の入居率は50%を下回っている。また、1階の入居率68.0%に対し4階の入居率は36.4%と、低層階の入居率の方が高い傾向にある。住宅政策課に確認したところ、一身田住宅には、エレベーターを設置しておらず、特に高齢者は階段での移動が難しいことから、1階への入居を希望する傾向にあるとのことであった。</p> <p>他の自治体の事例等を参考に、エレベーターを設置し、入居棟を集約することによるコスト削減効果を検証することにより、住宅管理の効率化を図ることが望ましい。</p>	<p>県営住宅では、ほとんどの住棟でエレベーターが設置されていないことから、階段の昇降が困難な高齢者等が低層階への入居を希望する傾向にあります。その結果、低層階に比べ、4階や5階の空室が多くなり、入居率低下の一つの原因にもなっています。</p> <p>団地の入居棟の集約について、ご意見を踏まえ、エレベーターの設置を含めて他県の事例なども参考に、効率的な管理方法を検討することとします。</p>	
<p>(4) 固定資産台帳の網羅性の観点から、固定資産台帳システム更新時には更新データの網羅性を確認すべきである【指摘】</p>		
<p>令和5年度固定資産台帳に記載されている県営住宅に関する固定資産を確認したところ、野村団地について土地のみが計上されており、建物は計上されていなかった。住宅政策課に確認したところ、令和2年度までは固定資産台帳に計上されていたものの、令和3年度に固定資産台帳システムの更新を行った際に、不具合が起こったと推測されるとのことであった。固定資産台帳に計上されていない建物があると、県の資産の状況を正確に把握することができず、県営住宅全体や地域別の老朽化率による分析を行う際、正しい分析を行うことができなくなってしまう。</p> <p>そのため、固定資産台帳の網羅性の観点から、固定資産台帳システム更新時には、適切にデータが更新されていることを確認するため、更新前後の件数及び金額の一致を確認すべきである。</p>	<p>システムに不具合が生じた場合の掲載漏れを防ぐため、個別システムで管理するデータと固定資産台帳システムで作成されたデータの整合性を精査するほか、システムの適切な運用保守を行うこととします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(5) 固定資産台帳の正確性の観点から、資産計上の要否について確認体制を構築すべきである【指摘】		
<p>令和5年度固定資産台帳に記載されている県営住宅に関する固定資産を確認したところ、令和5年度に公営住宅建設費で支出した移転補償費がインフラ/土地に計上されていた。</p> <p>県営住宅に関する固定資産は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改定）財務書類作成要領別表8事業用資産とインフラ資産の区分表」に基づき、事業用資産に計上されるため、通常、県営住宅に関する固定資産がインフラ資産に計上されることは想定されない。住宅政策課に確認したところ、本来、資産計上すべきでない移転補償費を誤って資産計上してしまったものであるとのことであった。固定資産台帳が正しく作成されていないと、県の資産の状況を正確に把握することができなくなってしまう。</p> <p>そのため、固定資産台帳の正確性の観点から、誤って資産計上することのないよう、資産計上の要否について確認体制を構築すべきである。</p>	<p>資産計上の要否の確認について、マニュアルに基づく確認を徹底するとともに、部内独自の手順書を作成し、複数人での確認体制を構築することとします。</p>	
(6) 安全性の観点から、防犯カメラに関する自治会等への情報共有及び県費での設置を検討することが望まれる【意見】		
<p>「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針（国土交通省）」によると、防犯上の観点から、防犯カメラの設置が望ましいとされている。</p> <p>現地調査を行った住宅のうち、防犯カメラを設置している住宅は見受けられなかったため、住宅政策課に確認したところ、一部の住宅において、自治会等が自治会費等を利用して防犯カメラを設置している場合は考えられるが、県費での防犯カメラの設置は行っていない状況とのことであった。</p> <p>安全性の観点から、自治会等への当該指針の情報共有及び県費での設置を検討することが望まれる。</p>	<p>県営住宅では、県費で防犯カメラを設置している団地はありませんが、一部の団地において、自治会が県の承認を受けて防犯カメラを設置しています。</p> <p>県費で防犯カメラを設置した場合、防犯カメラが県営住宅の共同設備となることから、その管理は入居者自身が行う必要があり、設置後の費用負担、データ管理やプライバシーといった課題も想定される場所です。</p> <p>県営住宅における防犯カメラの設置については、こうした課題にも十分配慮しつつ、防犯上の効果が高いと考えられる団地から、入居者の意向も踏まえて検討することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(7) 安全性の観点から、火災報知器が未設置の住戸には速やかに設置すべきである【指摘】</p> <p>消防法及び市町等の条例により、三重県内では、全ての住宅に「住宅用火災警報器」等の設置が義務づけられており、県営住宅については、寝室利用を想定する部屋1か所について県が火災報知器を設置することとしている。県営住宅への火災報知器の設置状況を確認したところ、火災報知器が未設置とみられる住戸が2戸あることが判明した。</p> <p>安全性の観点から火災報知器未設置の住戸には、消防法及び市町等の条例に基づき、速やかに火災報知器を設置すべきである。</p> <p>なお、令和7年度に未設置住戸2件のうち1件については設置済、もう1件については、入居者による設置を確認済とのことである。</p>	<p>三重県では、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から、それぞれ住宅用火災報知器の設置が義務づけられています。</p> <p>県営住宅の火災報知機については、設置の義務化に伴い、募集前の修繕の際に設置したり、入居者の承諾を得て住戸に立ち入って個別に設置したりしてきましたが、監査時点で2戸の住戸の設置が確認できませんでした。当該住戸については、令和7年11月までに、1戸の住戸で設置済み、もう1戸の住戸で入居者による設置を確認済みとなっており、現在、入居者が居住する全ての県営住宅で火災報知器が設置されています。</p>	
<p>2 入退去管理</p>		
<p>(1) 入居率向上のため、より効果的に予算を活用することが望まれる【意見】</p> <p>令和6年度に一身田住宅の子育て仕様住戸2戸及び高齢者仕様住戸1戸の計3戸について、31,002千円で試行仕様の住戸内改善を行っている。令和3年度時点の見積によると、通常の住戸内改善には1戸当たり約3,800千円が見込まれるところ、試行仕様の住戸内改善では、1戸当たり約5,800千円が見込まれていた。しかし、実際に令和6年度に実施した試行仕様の住戸内改善では、1戸当たり10,334千円と倍近い費用が発生している。令和6年度の試行仕様の住戸内改善にかかった金額31,002千円を、通常の住戸内改善に充てた場合、約8戸分となる。</p> <p>そのため、試行仕様の住戸内改善3戸による入居率向上の効果と、通常の住戸内改善8戸による入居率向上の効果を総合的に判断する必要があり、令和6年度のように、特に住戸内改善に多額の費用が発生する場合は、より効果的に予算を活用することが望まれる。</p>	<p>住戸内改善は、間取りの改修や給湯設備の設置、住戸内部の段差解消など住戸内部の機能を向上させる改修です。令和6年度に一身田団地で実施した住戸内改善は、県営住宅の「暗い、汚い」というイメージを「キレイで清潔、明るい」に変え、メンテナンスのしやすさに配慮した試行仕様としていましたが、賃金・物価上昇の影響もあって、当初の見積りよりも多額の費用を要することとなりました。</p> <p>試行仕様の内容の全てを、他の住戸内改善に採用することは予算的に困難ですが、各設備の使い勝手や住戸の住み心地を入居者から聞き取るなどして、個別の内容について好評なものについては、今後の住戸内改善の参考とすることとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(2) 県営住宅管理システムの不明コードについて、正確な情報への更新が望まれる【意見】		
<p>県営住宅管理システムから出力した令和7年3月31日時点の入居者一覧及び退去者一覧を確認したところ、計164件の不備事項が発見された。住宅政策課に確認したところ、入居者一覧の外国人種別が空欄になっていた1件は、入力漏れであったが、残りの計163件については、県営住宅を住宅供給公社が管理していた時に入力されたものであり、詳細は不明であるとのことであった。</p> <p>特に、入居者一覧の世帯種別にコード表に設定がないコード99が入力されているものが107件あり、全体件数2,317件の約5%を占めていることから、県営住宅の世帯種別の統計情報を集計する際、正確性の観点から問題がある。</p> <p>そのため、現状のコード表に合わせた正確な情報への更新が望まれる。</p>	<p>三重県では、県営住宅の管理に必要な情報を県営住宅管理システムで管理し、業務の効率化・合理化を図っています。</p> <p>県営住宅管理システムのデータは、古いものでは、平成20年度以前に住宅供給公社が管理していた当時のデータを引き継いでいるものもあり、世帯種別など一部情報の欠損が見られます。</p> <p>欠損や誤りのある情報については、正しい情報が特定できたものから、順次、更新することとします。</p>	
(3) 効率化の観点から、収入申告に当たりマイナンバーの活用を検討することが望ましい【意見】		
<p>県営住宅の入居者から指定管理者に提出された①県営住宅入居者収入申告書②世帯全員の住民票の写し③所得課税証明書等の紙資料は、県本庁の住宅政策課に集められ、①県営住宅入居者収入申告書の全件について、住宅政策課が記載内容の確認を行っている。</p> <p>令和7年4月1日時点の県営住宅の入居戸数は2,131戸（募集を停止した住宅を除く。）であり、毎年、2千件近くの紙資料を確認する必要があることから、入居者の利便性向上と、住宅政策課の業務の効率化のため、マイナンバーを活用し、③所得課税証明書に関する情報を直接市町に確認することを検討することが望まれる。</p>	<p>県営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて決定されることから、入居者から所得課税証明書等の各種書類を提出してもらい、家賃を算定しています。</p> <p>提出書類のうち所得課税証明書にかかる情報は、マイナンバーを活用することで収集することができますが、三重県では、県営住宅管理システムの改修に多額の費用を要すること等の理由により、県営住宅の収入申告にマイナンバーを活用していません。</p> <p>現行の県営住宅管理システムの運用が令和10年2月をもって終了することから、新システムへの更新に合わせてマイナンバーに対応したシステムを構築し、収入申告におけるマイナンバーの活用について検討することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(4) 公平性の観点から、高額所得者の明渡しの期限延長の判断は、条例に基づき統一的な対応を行うことが望まれる【意見】		
<p>「高額所得者一覧（令和6年12月20日現在）」を確認したところ、令和2年度から令和6年度までの5年間連続して高額所得者に該当しており、明渡しの期限を延長することができる三重県営住宅条例第30条第4項第1号から4号までに該当していない入居者1名について、明渡請求を行っていた。令和5年度までに明渡請求が行われなかった理由を住宅政策課に確認したところ、令和2年度以降、高齢かつ派遣社員であることを理由に、「入居者又は同居者が一年以内に定年で退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される時（三重県営住宅条例第30条第4項第3号）」に該当するとして、明渡しの期限を延長してきたが、実際に収入が著しく減少することはなかったにもかかわらず、明渡請求を行わなかったものであるとのことであった。</p> <p>高額所得者の明渡しの期限を延長する際には、三重県営住宅条例第30条第4項への該当の有無を慎重に判断し、担当者の交代によって、対応に違いがあることのないように、統一的な対応を行うことが望まれる。</p>	<p>5年以上引き続き県営住宅に入居しており、最近2年間引き続き高額所得基準（313,000円）を超える収入のある入居者は、高額所得者として認定され、特別の事情のある場合を除き、県営住宅を明け渡す必要があります。</p> <p>高額所得者への対応について、過去の取扱いの中には、入居者の居住の安定に配慮して、当該高額所得者からの申し出により比較的容易に明渡しを猶予していた事例もありましたが、令和6年度以降は、明渡しを猶予すべき特別の事情の該当性を慎重に判断し、条例の規定に基づいた統一的な対応を行っているところです。</p>	
(5) 三重県営住宅条例第23条に基づき、一時不在期間が長期間にわたる場合は速やかに明渡し請求を行うことが望まれる【意見】		
<p>令和6年度の県営住宅一時不在承認申請書を確認したところ、一時不在期間の開始日から、1年以上経過しているものが見受けられた。住宅政策課に確認したところ、1回に申請できる期間は、長くても半年であり、通常は半年経過した時点で県営住宅に戻る見込みがない場合、明渡しとなるが、外国人の入居者が親族の介護のために帰国する必要があることを理由とした不在であり、本人への確認がスムーズに行えなかったことにより、不在期間が長期間にわたったものであるとのことであった。</p> <p>公営住宅法第1条によると、公営住宅は、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」ものであるため、一時不在期間が1年以上など、長期間にわたる場合は、速やかに明渡し請求を行うことが望まれる。</p> <p>なお、住宅政策課によると、当該事案については、令和7年度中に明渡し予定であるとのことである。</p>	<p>県営住宅の入居者は、引き続き1か月以上県営住宅を使用しないとき（以下「一時不在」という。）は、予め、県の承認を受けなければならないが、また、入居者が正当な理由なく1か月以上県営住宅を使用しないときは、県営住宅の明渡し請求の対象となります。</p> <p>県営住宅入居者の一時不在について、県営住宅を使用していない実態が判明した場合には、その理由や県営住宅に戻る見込みなどの事情を総合的に勘案し、正当な理由なく県営住宅に居住していないと認められる場合には、速やかに明渡しを請求していくこととしています。</p> <p>ご意見の事案については、令和8年1月中旬に県営住宅から退去いただいています。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(6) 入居者サービスの観点から、県営住宅入居者のしおりは実際の状況に合わせて適時に更新すべきである【指摘】		
<p>入居者に配布される「県営住宅入居者のしおり」を確認したところ、実際の状況との差異が見受けられた。</p> <p>収入申告書の提出時期について、実際には、7月31日までに提出する必要がある、「三重県営住宅条例施行規則」第10条第1項においても、7月31日までの提出が求められている。しかし、「県営住宅入居者のしおり」には「7～8月頃」と記載されていると、7月31日までの提出が必要でないとの勘違いしてしまう恐れがあり、入居者サービスの観点から、「県営住宅入居者のしおり」は、実際の状況に合わせて適時に更新すべきである。</p>	<p>「県営住宅入居者のしおり」は、県営住宅への入居が決まった方々に配布される冊子で、入居手続きのほか、県営住宅での生活にあたって知っていただきたいことや各種書類の様式などを取りまとめたものです。</p> <p>「県営住宅入居者のしおり」に関し、収入申告の提出期限など、その記載内容が実際の状況と異なっているとの指摘のあった箇所については、令和8年1月までに適切な内容に更新済みとなっています。今後は、毎年度、年度当初に内容の確認を行い、制度や運用に変更があった場合には、必要に応じて更新していくこととします。</p>	
(7) 県営住宅入居決定・住替決定・敷金受入決定時等のチェック証跡を残すことが望まれる【意見】		
<p>県では、指定管理者が実施した県営住宅入居決定・住替決定・敷金受入決定に関する書類の取りまとめやシステム入力作業等の結果を受けて、当該システムからの出力情報、提出書類や決定通知書等の書類、システム間の整合性チェックを住宅政策課の職員3名がそれぞれ別の視点で実施しているとのことである。具体的には、1人目はシステムへ入力された全情報のチェック、2人目は入居予定者（入居者）の氏名、住所や金額等の重要な情報のチェック、3人目は俯瞰的に目を通し、誤るリスクの高い箇所や誤っていた箇所が正しく修正されているか等の全体的な整合性チェックを実施しているとのことである。ただ、3者間での分担については明文化されているものではなく、チェック証跡についても残していない状況である。</p> <p>今後はより効率的かつ効果的なチェック体制とするために、住宅政策課の職員3名のチェック証跡の色を変えるなどして、誰がチェックしたかを明確に残すことが望まれる。</p>	<p>県営住宅の管理に伴う各種手続きに関し、指定管理者が処理した書類や県営住宅管理システムに登録された情報について住宅政策課職員が複数人で確認を行っています。</p> <p>入居決定等にかかる書類や情報のチェックについては、複数人によるチェック体制を維持しつつ、令和8年1月から、チェック証跡の色を変えるなど、誰がどの情報をチェックしたのか識別できるようにしています。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
3 債権管理		
(1) 入居者の利便性向上の観点から、多様な徴収方法を検討することが望まれる【意見】		
<p>現在、家賃の徴収方法は、口座振替または納付書を用いた金融機関窓口での支払いの2種類に限定されている。それぞれの選択割合について、住宅政策課に確認したところ、口座振替が77.8%、納付書による支払が22.2%であった。また、監査実施時点である令和7年7月分の家賃を滞納した者のうち、納付書による支払が53.8%である。原則口座振替とし、特別な理由がある場合のみ、納付書による支払を選択できることとするのも一案である。</p> <p>一方で、徴収方法を原則口座振替のみとすることが難しい場合、納付書による支払は、金融機関窓口の営業時間外には支払いができず、ゆうちょ銀行は利用できないなどの制約があり、入居者にとって利便性に課題がある状況である。</p> <p>そのため、入居者の利便性向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの支払い対応や、二次元コード決済の導入など、より多様な徴収方法について検討されることが望まれる。</p>	<p>県営住宅の家賃は、現年度分の徴収率が99%台後半で推移しており、令和6年度も99.6%と高い徴収率を維持しているところ。</p> <p>県営住宅の家賃の徴収方法について、利用者の利便性に課題があるとの意見いただきましたので、当該意見を関係部局と共有し、現在の徴収率の水準を維持しつつ、より多様な支払い方法を検討することとします。</p>	
4 指定管理者のモニタリング		
(1) 退去に伴う敷金返還の要否について確認体制を構築すべきである（中勢伊賀・南勢・東紀州ブロック）【指摘】		
<p>指定管理者が令和6年度に実施した退去検査の際に作成した「県営住宅空家補修箇所調査書」を確認したところ、誤った負担率を適用し、返還額が過少となったものが1件、全額請求すべきクリーニング費用に、誤って負担率を乗じて計算したことにより、退去者に請求すべきところ、返還してしまったものが2件の計3件の計算誤りが見受けられた。県営住宅空家補修箇所調査書は、指定管理者の退去検査担当者が作成し、指定管理業務実績報告書の退去者住宅精算内訳書にて報告されるが、退去者住宅精算内訳書には、退去者負担額の詳細な計算過程は記載されていないため、住宅政策課で計算過程を確認していない状況である。</p> <p>退去者住宅精算内訳書について、計算過程がわかる様式に修正した上で、敷金の返還が生じる場合には、返還額が正しいことを確認する体制を構築すべきである。</p>	<p>県営住宅の退去に係る敷金の精算事務は、指定管理者の業務となっており、県は指定管理者からその結果の送達を受け、返還額がある場合に、退去者に対して当該返還額を返還していますが、敷金の精算の計算過程についてまでは、指定管理者から報告を求めている状況です。</p> <p>今後、県営住宅の退去に伴う敷金の精算について、その計算過程がわかる書類を指定管理者から県に提出する仕組みに改め、その精算結果が正しいことを確認できる体制を構築することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(2) 指定管理者における個人情報の管理状況を把握すべきである【指摘】</p> <p>個人情報の廃棄に関して指定管理者担当者に確認したところ、「個人情報の取り扱いに関する特記事項」第12条第4項に基づく県への廃棄報告は行われていないとのことであった。また、「三重県個人情報適正管理指針」4-8-5 保有個人情報の取り扱い【廃棄等】(8)に基づく県による委託先における個人情報の消去及び廃棄が確実に行われていることの確認がされていなかった。今後は、指定管理者が個人情報の廃棄等を行うタイミングでの県への報告を徹底するとともに、県からも定期的に個人情報の廃棄等の実施の有無を指定管理者に確かめる必要がある。</p> <p>なお、保管期限を過ぎた書類も業務上必要な場合があり、保管期限を過ぎても直ちに処分されないことがあるとのことである。そのため、必要に応じて保管期間を延長した上で、県が指定管理者における個人情報の管理状況を把握することができるように、年1回程度の定期的な棚卸を実施し、保管状況及び書類目録を県へ報告する仕組みを構築することが望ましい。</p>	<p>指定管理者では、県営住宅の管理に必要な文書を保管しており、その中には入居者の個人情報が記載されたものも含まれています。このうち、入退居手続きに関する文書などは、入居者が退去した後、県に返還され、県で廃棄していますが、団地の巡回記録など指定管理者に帰属する文書は、指定管理者で廃棄しています。</p> <p>保管期間の経過した文書は、指定管理者において適切な方法で廃棄されていますが、県に対して廃棄したことの報告が行われておらず、県から指定管理者に対する確認も行っていませんでした。</p> <p>指定管理者における個人情報の管理について、文書廃棄時に指定管理者からの報告を徹底するとともに、モニタリングにおいて指定管理者の事務所のキャビネット等を現認し、文書の管理状況を確認することとします。</p>	
<p>(3) 指定管理者制度に関する取扱要綱第24条に基づき実地調査を行うべきである【指摘】</p> <p>指定管理者制度に関する取扱要綱第24条によると、「所管部は、施設・備品の管理状況等について、毎年1回以上実地調査を行うものとする。」とされている。実地調査の実施状況について、住宅政策課に確認したところ、実地調査という形式の調査は行っていないものの、家賃の徴収等で県の職員が県営住宅に訪れた際に住宅の老朽化状況等を確認しているとのことであった。</p> <p>県営住宅は棟数が多いため、全ての施設を毎年実地調査することは現実的ではないが、ブロックごとに数年間で全施設を周ることができるようにするなど計画的に施設の状況を県の職員が直接確認し、指定管理者制度に関する取扱要綱第24条に基づく実地調査を行うべきである。</p> <p>なお、実地調査の結果について、記録を残すべきである。</p>	<p>県営住宅の管理状況については、少なくとも年1回、職員が指定管理者の事務所を訪問し、モニタリングを実施しており、これを実地調査として取り扱ってきました。県営住宅の現地の管理状況は、これとは別に、職員が家賃の徴収等で定期的に県営住宅を訪問しており、その際、外観から住棟等に異常がないことや老朽化の状況等の確認を行っているところです。</p> <p>今回、県営住宅の施設の状況を直接確認する形式で実地調査を行うべきとの指摘があったことを踏まえ、職員が計画的に現地で施設の管理状況を確認し、その調査結果を記録として残すこととします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(4) 管理戸数の規模や事業者の参入可能性を十分に考慮した上で、競争性確保のための区分けを検討することが望ましい【意見】</p> <p>指定管理業務の公募に対する応募事業者数は1～2社である。公募による競争性を失えば、「指定管理者制度の概要」に記載されている「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」という指定管理者制度の趣旨も達成できない可能性もある。</p> <p>こうした観点から、管理戸数の規模や事業者の参入可能性を十分に考慮した上で、競争性確保のための区分けを検討することが望ましい。</p> <p>例えば管理対象戸数が比較的多い北勢ブロックと中勢ブロックを細分化することや、県の建設事務所管轄エリアごとに公募を実施することが考えられる。</p>	<p>県営住宅の指定管理の区分けについては、施設管理の均質性、緊急対応、地域性等の事情を総合的に勘案して、北勢、中勢伊賀、南勢、東紀州の4ブロックとしているところです。</p> <p>現在の県営住宅の指定管理期間は、令和10年度までとなっていますので、次期指定管理期間の指定管理者の選定に合わせて、管理戸数の規模や事業者の参入可能性を十分考慮して、指定管理の区分けを検討することとします。</p>	
<p>(5) 指定管理者の評価の適切性の観点から、入居者アンケートの回収率のさらなる向上が望まれる【意見】</p> <p>「指定管理者が行う公の施設の管理状況報告」（以下、「管理状況報告」という。）の「評価の項目」は、基本協定書に記載された項目であり、さらに「総括的な評価」として、指定管理者の自己評価の妥当性を県がどのように検証したかを明記している。県営住宅に係る「総括的な評価」にあたっては、指定管理者が実施する入居者アンケートの回答を客観的な資料として指定管理者の自己評価に対する妥当性についてコメントを付している。一方で、入居者アンケートの回収率は約30～40%となっている。管理状況報告では「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価の割合により評価しているが、配付数（全体数）に占める割合は、一番低い中勢伊賀ブロックで26.3%となる。</p> <p>アンケートの回収率は概ね30～40%であり、極端に低くはないものの、指定管理者の自己評価を客観的に裏付けるためには、現状の回収率では十分とは言えず、さらなる向上が望まれる。</p>	<p>入居者アンケートは、年1回、指定管理者が県営住宅の入居者に対して行っている匿名形式のアンケートで、施設の管理状況のほか、入居者の属性、修繕依頼への対応状況などを回答してもらっています。また、その回収方法は、料金別納の封筒による郵送等としており、入居者の負担を軽減するよう工夫しています。</p> <p>入居者アンケートが指定管理者の管理状況報告における自己評価に対する県の評価の根拠となっていることを踏まえ、その回収率をさらに向上するよう指定管理者と方策を協議していくこととします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p data-bbox="107 177 1933 209">(6) 指定管理者の評価の適切性の観点から、モニタリングチェックリストに成果目標に対する進捗状況等の項目を追加することが望まれる【意見】</p> <p data-bbox="136 228 1267 475">管理状況報告では、成果目標の達成状況について指定管理者が行った自己評価に基づいて県も評価している。令和5年度における成果目標は4ブロック共通で「建物点検回数」及び「迅速かつ誠実な対応」となっている。この成果目標に対する県の評価は建物点検に係る月平均回数の実績報告や入居者アンケートにより行われ、4ブロック全てにおいて、「成果目標を達成している」と評価している。建物点検回数について、実績報告の点検回数の真偽をどのように確認しているか住宅政策課に確認したところ、所定のチェックリストに基づくモニタリングを実施した際に併せて確認しているとのことであった。</p> <p data-bbox="136 483 1267 619">しかし、所定のチェックリストには建物点検回数を含む成果目標を確認するような項目はなく、成果目標の進捗等を確認した形跡が見当たらなかった。建物点検の実績を県のモニタリングとして確認しているのであれば、所定のチェックリストに成果目標に対する進捗状況等の項目を追加し、確認したことを記録として残すことが望ましい。</p>	<p data-bbox="1294 228 1939 331">県営住宅の管理業務については、建物等の点検確認（毎月2回以上）を指定管理者の成果目標の一つとしています。</p> <p data-bbox="1294 339 1939 515">県営住宅の建物点検回数については、3か月ごとに指定管理者から提出される指定管理業務進捗報告書で報告を受けており、さらに、その具体的な状況を指定管理者事務所で実施するモニタリングで確認しています。</p> <p data-bbox="1294 523 1939 770">モニタリングのチェックリストは、県の指定管理にかかる共通様式を使用しており、建物点検回数を含む成果目標の進捗状況等について確認したことを記録する項目を設けていませんでしたが、県営住宅については、成果目標に対する進捗状況等の項目を当該チェックリストに追加し、モニタリングにおいて確認したことを記録に残すこととします。</p>	
<p data-bbox="107 815 1240 847">(7) 効率性及び有効性の観点から、県営住宅の管理方式を検討することが望まれる【意見】</p> <p data-bbox="136 866 1267 1114">県営住宅の管理方式については、平成21年8月時点では、指定管理者制度導入後間もないこともあり、現行制度の課題整理や課題解消に対して県として取り組んでいく姿勢があった。一方で、平成21年8月時点で認識されていた課題の解消状況や、現在抱えている課題を検討している資料等は確認できなかった。この点について、住宅政策課に確認したところ、現在県営住宅の管理について抱える課題としては、主に入居率が低い水準にあるとの認識であり、改善にあたっては指定管理者の選定審査基準に入居率向上施策案の提示を盛り込むなどの対応をしているとのことであった。</p> <p data-bbox="136 1121 1267 1297">個別の課題に対してはその解消に向けた取組も見受けられるが、現行制度の妥当性や管理方法の検討を含む今後の県営住宅のあり方についての検討はしていない。現在抱えている課題を現行の指定管理者制度の枠組みの中で解消するように取り組むことも一つの方策ではあるが、そもそも指定管理者制度が現在又は今後の県営住宅の管理方法として適切なものかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p data-bbox="1294 866 1939 970">県営住宅は、平成15年の地方自治法改正を受けて、平成18年度から指定管理制度による管理を行っています。</p> <p data-bbox="1294 978 1939 1114">公営住宅の管理方法としては、指定管理制度によるもののほか、事業主体の直営又は公営住宅法第47条第1項の規定に基づく管理代行による管理といった手法があります。</p> <p data-bbox="1294 1121 1939 1297">現行の指定管理期間が令和10年度までとなっていることから、その更新時期に合わせて、県営住宅の管理方式について、これまでの経緯を踏まえ、指定管理制度を基本としつつ、その他の方式も含めて適切な管理方式を検討することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(8) 年度協議書第3条に基づき管理経費の相互流用の協議を適時に行うことが望まれる【意見】</p> <p>管理経費の相互流用については、基本協定書で指定管理料の範囲内で相互に流用可能と定められた経費については、県との協議により流用が認められている（基本協定書第5条及び第18条）。また、年度協定書において、経費の1割又は100万円のいずれか大きい金額を超えない金額の増減に該当する場合には協議は不要とされている。令和6年度の管理経費の流用については、4ブロック全ての指定管理者において、年度末間近で県への協議がなされている。</p> <p>年度内で協議及び承諾が実施されているため、基本協定書の規定を逸脱したものではないが、承諾日が年度末日になっており、事後的な承認になっているものも少なくないと考えられる。また、流用理由は年度の途中に把握できるものもあるため、適時に不要となった経費から追加で必要となる経費への流用協議をすることが望ましい。</p>	<p>指定管理の経費については、一部の細目を除いて、細目間の相互流用が認められており、当該細目にかかる経費の1割又は100万円のいずれか大きい金額を超える場合は、県との協議が必要となります。</p> <p>管理経費の流用が必要となった場合、指定管理者から、都度、その内容や理由の報告を受けていましたが、書面による協議は、年度末にまとめて行っていました。</p> <p>管理経費の流用について、3か月ごとに指定管理者から提出される指定管理業務進捗報告で、細目ごとの業務の実施状況や経費の支出状況が報告されることも踏まえ、適切な時期に指定管理者と協議することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(9) 基本協定書に基づき年度協定書において入居率向上に関する成果目標を設定すべきである【指摘】		
<p>中勢伊賀ブロック、南勢ブロック、東紀州ブロックの県営住宅における令和6年4月1日から令和11年3月31日までを指定期間とする基本協定書では、指定管理者の入居率向上に関する成果目標の一つとして「移動販売車導入住宅箇所数」が設定されている。具体的な目標数値については、令和6年度の試行導入の状況を踏まえて年度協定書に定めることとなっている。この点について、令和7年度の年度協定書を確認したところ、3ブロック全てにおいて「移動販売車導入住宅箇所数」は成果目標としての記載がなかった。</p> <p>中勢伊賀ブロックについては、令和6年度の実績や地域の特性を考慮すると成果目標として設定することは現実的ではない。一方で、南勢ブロック及び東紀州ブロックについては、令和6年度に導入実績があるにもかかわらず年度協定書に成果目標として定めていないため、基本協定書で定めた方針に従って年度協定書においても具体的な数値目標を設定すべきである。</p>	<p>中勢ブロック、南勢ブロック及び東紀州ブロックの県営住宅の指定管理業務では、入居率向上に関する取組としての移動販売車導入住宅箇所数を成果目標の一つに設定しています。</p> <p>この取組は、指定管理事業者の公募にあたって、事業者から提案のあったものであり、食料品など日常の買い物が困難な入居者のため、県営住宅の敷地内に移動販売車を誘致しようとするものです。</p> <p>具体的な数値目標は、令和6年度の試行導入の状況を踏まえ、年度協定書で具体的な数値を定めるとしていましたが、中勢伊賀ブロックで導入実績がなかったことから、令和7年度は、各ブロックとも数値目標を設定しませんでした。</p> <p>南勢ブロック及び東紀州ブロックについては、令和6年度に、それぞれ9箇所及び6箇所の移動販売車の導入実績があったことを踏まえ、令和8年度以降、具体的な数値目標を設定することとします。また、中勢伊賀ブロックについては、当面、数値目標は設定しませんが、引き続き、指定管理者において移動販売車の導入に取り組みます。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p data-bbox="107 177 1518 209">(10) 入居率の向上の観点から、入居募集対策修繕費の確保による募集住戸数の増加を図ることが望まれる【意見】</p> <p data-bbox="136 228 1267 547"> 県営住宅の空室の令和6年度末の状況について、管理戸数が100戸以上かつ入居率（入居戸数÷管理戸数）が全体平均の64.9%以下の団地の空室の状況を確認したところ、空室戸数603戸に対する募集戸数36戸の割合は約6.0%であり、空室戸数のほとんどについて募集ができていない状況であった。これは、入居準備に係る修繕が実施されていない「修繕前」の空室戸数が567戸と多いことに由来する。入居準備に係る修繕費用は、入居募集対策修繕費として指定管理料の中に含まれている。しかし、指定管理料は5年分の総額を基本協定書で定めており、指定管理期間内で使用できる修繕費は限られるため、一定戸数以上の修繕が進まない状況にある。さらに、指定管理者には入居率向上の成果目標が課されているが、当該修繕費がボトルネックとなっている状況にある。 </p> <p data-bbox="136 555 1267 655"> 県は、指定管理料のうちで入居者募集対策修繕費を増額させることや、指定管理料ではなく所管部署の事業予算として措置して、必要な修繕に対して機動的に動けるようにしておくことで、募集戸数の増加を図ることが望ましい。 </p>	<p data-bbox="1294 228 1944 475"> 県営住宅の募集にあたっては、募集する住戸の修繕が必要であり、そのための予算は入居募集対策修繕費として指定管理料の中に含まれています。県営住宅の指定管理料は、指定管理期間である令和6年度から令和10年度までの予算の総額と各年度の年度割りを基本協定書で定めており、この予算の範囲内で指定管理者が住戸の修繕等を実施します。 </p> <p data-bbox="1294 483 1944 619"> 令和7年度は、賃金・物価上昇に対応するため、12月補正予算において、指定管理料11,418千円を増額補正し、令和8年度以降についても、債務負担行為により一定の予算措置を行いました。 </p> <p data-bbox="1294 627 1944 727"> 入居募集対策修繕費の確保について、ご意見を関係部局と共有し、引き続き、既決予算の適切な執行とともに必要な予算の確保に努めることとします。 </p>	
<p data-bbox="107 777 1671 809">(11) 基本協定書第30条に基づき指定管理業務評価・報告書の提出期限どおりに提出又は提出期限を見直すべきである【指摘】</p> <p data-bbox="136 828 1267 1110"> 基本協定書第30条では、指定管理者は県に対して事業年度終了後1月以内に所定の事項を記載した県営住宅等指定管理業務評価・報告書を提出しなければならないとされている。県に提出された評価・報告書を確認したところ、「(4) 管理業務に関する自己評価」については、県が指定管理者の業務を評価する際に作成すべき「指定管理者が行う公の施設の管理状況報告」を指定管理者がその内容を更新する形で提出されていた。また、監査時点(2025年9月)では、当該更新作業が継続中であり、指定管理者の自己評価が定まっていないため、基本協定書に規定される「毎事業年度終了後1月以内」に最終的な自己評価が提出されていないものとみられる。 </p> <p data-bbox="136 1118 1267 1185"> 基本協定書上、「毎事業年度終了後1月以内」となっているため、これを遵守できるよう指定管理者と調整する、若しくは、実態に即した期限を基本協定書にも規定するべきである。 </p>	<p data-bbox="1294 828 1944 928"> 指定管理者は、県に対して、事業年度終了後1か月以内に指定管理業務評価・報告書を提出することとされています。 </p> <p data-bbox="1294 936 1944 1110"> 指定管理業務評価・報告書は、管理業務の実施状況や経費の収支状況のほか、成果目標の実績や管理業務に関する自己評価を記載する必要があり、事業年度終了後1か月以内に作成・提出することが難しい状況にあります。 </p> <p data-bbox="1294 1118 1944 1254"> 指定管理業務評価・報告書については、基本協定書で定める提出期限を実態に則した適切な時期に改め、それを遵守するよう指定管理者と調整することとします。 </p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(12) 1時間以内の迅速かつ誠実な対応として県が想定する具体的な対応を指定管理者に共有することが望まれる【意見】</p> <p>指定管理者基本協定書第2条第3項第2号に、指定管理者の成果目標として、1時間以内の迅速かつ誠実な対応が設定されている。</p> <p>指定管理者2社に状況を確認したところ、北勢ブロックの指定管理者は、入居者から連絡があった場合に、1時間以内に対応について回答することを目安としており、中勢伊賀ブロック、南勢ブロック、東紀州ブロックの指定管理者は、入居者から連絡があった場合に、1時間以内に対応まで完了することを目安としているとのことであった。現状、指定管理者間で具体的な対応の目安が異なっている状況であり、異なるブロック間で受けられるサービスが異なる可能性がある。</p> <p>公平性の観点から、指定管理者の成果目標である、1時間以内の迅速かつ誠実な対応について、県が想定する具体的な対応を指定管理者に共有することが望まれる。</p>	<p>県営住宅の管理業務については、「1時間以内の迅速かつ誠実な対応」を指定管理者の成果目標の一つとしています。</p> <p>入居者からの依頼や要望の中には、水漏れのような緊急の修繕依頼をはじめ、様々なものがあり、それに対する対応も、すぐに現場に駆けつけて対応を要するもの、専用の資材や部品が必要で直ちに対応が困難なもの、電話窓口で対応方法を説明すれば済むものなど、多岐にわたります。</p> <p>「1時間以内の迅速かつ誠実な対応」についても、こういったケースを想定するかによって、1時間以内に対応できる内容の目安も異なりますので、例えば、主な類型ごとに、県として想定する具体的な対応を整理して各指定管理者と共有するなどの方法を検討することとします。</p>	
<p>5 指定管理者</p>		
<p>(1) 遊具点検結果に基づき必要な対策を講じるべきである（北勢ブロック）【指摘】</p>		
<p>令和6年度のすべり台定期点検表を確認したところ、異常があり、修繕又は対策が必要なすべり台2台について住宅政策課に確認したところ、特記事項に記載のある必要な対策は取られていないとのことであった。</p> <p>県土整備部の都市公園にかかる「公園遊具点検実施規準」によると、「C判定となり使用可と判断した場合は、日常点検Ⅰにより毎日点検する。」とされており、使用の可否を判断した上で、使用を継続する場合は、毎日点検を実施する必要がある。県営住宅の遊具の安全性を確保するため、遊具点検結果に基づき、必要な対策を講じるべきである。</p> <p>なお、指定管理者往査日（令和7年8月22日）以降、当該すべり台2台については使用を中止しており、令和7年度中に撤去済である。</p>	<p>県営住宅に公園や遊具が設置されている場合、指定管理者は、年1回、外部の事業者指点検を委託することとしています。</p> <p>北勢ブロックにおいて、ご指摘のあった遊具（すべり台）については、監査後、直ちに使用を中止した後、老朽化しており使用頻度も低かったことから、撤去済みとなっています。また、監査後、遊具のある全ての県営住宅（19団地）において、その他の遊具の安全性に問題のないことを確認しています。</p> <p>引き続き、都市公園にかかる「公園遊具点検実施規準」に準じて必要な対策を講じるよう指定管理者に指導していきます。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(2) 退去修繕費用は県営住宅退去検査基準に基づき退去者へ請求すべきである（中勢伊賀・南勢・東紀州ブロック）【指摘】		
<p>令和6年度の指定管理業務実績報告書内の「退去者住宅精算業務進行状況」を確認したところ、中勢伊賀ブロック84件、南勢ブロック19件、東紀州4件の計107件の退去が報告されていた。個別の退去者負担修繕費の金額を確認したところ、敷金よりも低い金額又は同額が記載されており、退去者に対し、敷金を上回る修繕費用を請求していない状況であった。指定管理者が令和6年度に実施した現地での退去検査の際に作成した「県営住宅空家補修箇所調査書」を確認したところ、退去者が負担すべき修繕費用額が、敷金を超過する分が生じているものが合計90件、請求していない修繕費用は合計4,475,545円に及ぶ。</p> <p>また、北勢ブロック指定管理者においては、退去修繕費用を請求している一方、中勢伊賀・南勢・東紀州ブロックでは請求していないため、公平性の観点からも問題がある。そのため、退去修繕費用については、県営住宅退去検査基準に基づき、適切に計算した上で請求すべきである。</p>	<p>県営住宅から退去する場合、退去者は、その責めに帰すべき事由によって必要となった修繕費用を負担するほか、畳の表替え等の修繕費用を入居年数に応じて負担します。退去者が負担する修繕費用は、敷金から精算しますが、その金額が敷金の額を上回る場合、上回った金額について指定管理者が退去者に請求し、修繕費に充てることとしています。</p> <p>中勢伊賀、南勢及び東紀州の各ブロックでは、敷金を上回った金額について、指定管理者が退去者に請求していませんでした。未請求となった負担金の取扱いについては、指定管理者と協議し、適切に対応していきます。</p>	
(3) 入居者からの要望に対する対応状況を記録すべきである（北勢ブロック）【指摘】		
<p>「県営住宅指定管理者基本協定書」第2条第3項第2号によると、指定管理者には、「迅速かつ誠実な対応（1時間以内）」という成果目標が設定されている。北勢ブロックの指定管理者では、県営住宅の入居者から電話やメール等で要望を受けた場合や巡回で対応すべき事項が発見された場合等に対応票を作成している。当該対応票には、対応内容と対処メモを記載することとなっているが、対処メモの記載がない対応票が散見された。対処メモが記録されていないと、今後同様の要望を受けた際、過去の対処方法を遡りたい場合や、対応後に問題が生じ、過去の状況を確認することができなくなってしまう。</p> <p>また、指定管理者の評価を行うに当たり、基本協定書にある1時間以内の迅速かつ誠実な対応が行われたことを書類により検証することができない。そのため、対応内容及び対処メモの記載を徹底すべきである。</p>	<p>入居者からの要望等への対応について、どのような記録を残すかは、事務処理の効率性などを踏まえて指定管理者において工夫すべきものですが、対処の内容が記録されないことで、過去の対応状況を確認できず、入居者からの要望等に的確に対応できなかつたり、対応結果を書類で検証できなくなつたりするおそれがあります。</p> <p>入居者からの要望への対応状況等について、その対処の内容を含めて記録を徹底するよう指定管理者に指導することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>(4) 巡回時実施事項の記録を残すことが望まれる（中勢伊賀・南勢・東紀州ブロック）【意見】</p> <p>指定管理者では、県へ提出する巡回実施報告書の作成のため、巡回記録表の内容欄に巡回時の実施事項を記載する運用となっているが、巡回者によって記載粒度は異なり、実施事項を詳細に記載している者もいれば、特別な事項がない限り記載していない者もいる。この点、詳細な内容については巡回実施報告書の記載対象ではないが、一定水準以上の実施事項を記録しなければ、指定管理者内で何の業務に何時間かかったか等、業務の実態を適切に把握することができない。また、指定管理料は、業務時間に基づく積み上げ算定をしておらず、過去からの金額や予算を参考に決定しているため、業務の実態に見合った指定管理料でない可能性がある。そのため、業務の実態を把握して適切な指定管理料を算定する観点からも、実施内容を記録する方が望ましい。</p> <p>以上のことから、業務に支障のない範囲内で実施事項を記載して、指定管理者内部の管理に活用するとともに、必要に応じて県への報告を行い、状況に応じて指定管理料に反映させることが望ましい。</p>	<p>指定管理者の巡回記録について、どのような記録を残すかは、事務処理の効率性などを踏まえて指定管理者において工夫すべきものですが、特別な事情がない限り記載を省略する取扱いをしてしまうと、具体的な業務の実態を確認することが困難になってしまいます。</p> <p>指定管理者による県営住宅巡回時の記録については、その業務に支障のない範囲内で巡回時の実施事項を記録し、指定管理者の管理業務に活用するとともに、必要に応じて県に報告するよう指定管理者に指導することとします。</p>	
<p>(5) 入居者アンケートの自由記載欄には共通する意見や不満のみ記入することとし、個別の意見や不満については別途連絡するよう求めることが望ましい（北勢ブロック）【意見】</p> <p>指定管理者が県営住宅の入居者に対して実施する匿名のアンケートには、県営住宅全体に対する意見や不満を自由に記載する欄が設けてある。アンケートを確認すると、県営住宅の全体的な意見・不満と各部屋の個別的な意見・不満が混在しているため、指定管理者と入居者との間に期待ギャップや認識の相違があるように見受けられる。</p> <p>当該期待ギャップを埋めるために、アンケート自体は匿名であるため、個人を特定して個別に対応することは難しいと思うが、「個別の意見・不満を当該アンケートに記載されても匿名であるため対応が難しいため、電話やメールで要望するか、同封している要望はがきに要望を記載して提出してください」等を周知することや、アンケート内の項目については共通的な意見・不満に限定した記載欄とすることが望ましい。</p>	<p>入居者アンケートは、年1回、指定管理者が県営住宅の入居者に対して行っている匿名形式のアンケートで、施設の管理状況、入居者の属性、修繕依頼への対応状況などの項目に関する質問のほか、県営住宅に対する意見や不満を自由に記載する欄が設けています。</p> <p>入居者アンケートの匿名性から、各住戸の個別の意見・不満への対応は困難であることから、入居者アンケートの自由記載欄について、共通的な意見・不満を記載してもらうよう指定管理者と調整することとします。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(6) 入居資格審査に必要な書類の案内に同性パートナーの入居に関する記載を検討することが望まれる (共通) 【意見】		
<p>県の「県営住宅への同性パートナーなどに関する入居取扱基準」第5条によると、同性パートナーの入居資格審査に必要な書類として、「パートナーシップ宣誓書受領書の写し」及び「同居誓約書」が定められている。しかし、指定管理者が入居予定者に配布する「入居資格審査に必要な書類の案内」を確認したところ、同性パートナーの入居予定者向けの案内が記載されていなかった。</p> <p>県では、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定しており、性の多様性の推進を明言している。過去に、県営住宅における同性パートナーの入居実績はないが、性の多様性の推進という県の方針に従い、入居募集案内及び入居案内等に、同性パートナーの入居に関連する必要書類の記載を検討することが望まれる。</p>	<p>県営住宅の入居資格において、同性パートナーは、三重県営住宅条例第6条第1項の「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当する取扱いとしています。</p> <p>入居資格審査に必要な書類の案内について、同性パートナーの入居に関する記載がありませんでしたが、令和8年1月までに同性パートナーの入居について必要な書類等の記載を追加しています。</p>	
6 県営住宅管理システム		
(1) 県営住宅管理システムログイン時の安全性の高いパスワードを設定すべきである 【指摘】		
<p>県営住宅管理システムへの認証について、各利用者が遵守すべきパスワードのルールが定められていない。このため、利用者は各々が自由にパスワードを設定しており、桁数や複雑性において一般的に安全と考えられるレベルには達していなかった。そのため、県営住宅管理システムログイン時の安全性の高いパスワードを設定すべきである。</p> <p>なお、住宅政策課によると、令和7年11月1日から、以下の内容でルールを定めるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大文字、小文字、数字、記号のうち3種類以上を含むこと ・8文字以上とすること ・IDとは異なるものとすること 	<p>県営住宅管理システムでは、住宅政策課及び指定管理者事務所に設置された専用端末からログインして、データ入力等の処理を行っており、県営住宅管理システムにログインする際には、各利用者に割り当てられたIDと利用者各自が設定したパスワードを入力する必要があります。</p> <p>県営住宅管理システムのログイン時のパスワードについては、令和7年11月までに、指定管理者を含めて、その設定方法についてルール化し、安全性の高いパスワードに変更したところです。</p>	

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
(2) 県営住宅管理システムの退職者ID及び異動者IDは無効化する必要がある【指摘】		
<p>県営住宅管理システムを確認したところ、退職者ID（退職した職員のシステムアカウント）及び異動者ID（他部署へ異動した職員のシステムアカウント）が利用可能な状態で残存していた。</p> <p>退職者ID及び異動者IDを利用した意図的又は偶発的な個人情報の持ち出しや改ざん、不正利用の発生を防止するため、退職者ID及び異動者IDは速やかに無効化する必要がある。</p> <p>なお、同システムはIDを無効化する機能を保持していないため、今後は退職者ID及び異動者IDについては利用権限を全て停止する処置をとることであるが、次期システム更新時には、退職者ID及び異動者IDの無効化を設定できる機能を追加することが望まれる。</p>	<p>現行の県営住宅管理システムでは、その仕様上、IDを無効化することができないため、過去の利用者のIDが残ったままとなっています。これまでは、IDに対応したパスワードの有効期限が3か月であることから、退職者ID及び異動者IDについて、特段の措置をしてきませんでした。</p> <p>当面は、退職者ID及び異動者IDでは各種業務を利用できないようにしました。</p> <p>また、令和10年3月に予定している新システムへの更新に合わせて、退職者IDを無効化させる機能を有する仕様とする方向で検討します。</p>	
(3) 県営住宅管理システムの受入テストの記録等を作成の上、承認を受ける体制を構築することが望まれる【意見】		
<p>県営住宅管理システムの導入時の検収状況を確認したところ、ベンダーが動作確認を行った作業報告書はあるものの、県が実施した受入テストの記録や検収に関する報告書が保存されていなかった。</p> <p>住宅政策課に確認したところ、受入テスト自体は実施したものの記録は残していないとのことであった。</p> <p>受入テストの記録や検収に関する報告書が残されていないと、納品されたシステムが仕様書どおりの品質や機能等、業務に必要な要件を満たしていたかを検証することができず、不具合や追加対応が発生した場合に責任範囲が曖昧になってしまう。そのため、受入テストの記録や検収に関する報告書を作成の上、上長の承認を受ける体制を構築することが望まれる。</p>	<p>現行の県営住宅管理システムは、令和4年2月に導入しており、その検収時には、2週間程度の仮稼働期間を設け、サンプルデータによる動作確認等を実施していましたが、特に不具合等もなかったこともあり、受入テストの記録は残していませんでした。</p> <p>県営住宅管理システムは、令和10年3月に更新を予定していることから、新システムの導入に向けて、受入テスト等の記録の作成や承認を受ける体制の構築を検討することとします。</p>	

(9) 審議会等の審議状況 (令和7年11月25日～令和8年2月16日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県港湾審議会
2 開催年月日	令和7年12月11日
3 委員	会長 大脇 崇 委員 葛葉 泰久 他14名
4 諮問事項	1. 津松阪港臨港地区の変更について 2. 木本港臨港地区の分区変更について 3. 尾鷲港港湾計画の軽易な変更について
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	令和8年1月27日
3 委員	会長 近藤 早映 委員 佐脇 美奈子 他9名
4 諮問事項	三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の指定及び第6号の規定による区域の指定の変更（県道鈴鹿環状線（磯山バイパス）：鈴鹿市）
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和8年2月16日
3 委員	委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委員 太田 淳子 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和7年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	公共事業再評価実施事業 11事業 ・道路6事業、河川4事業、水道施設整備1事業 公共事業事後評価実施事業 5事業 ・中山間地域総合整備1事業、道路3事業、街路1事業